

官報

号外
平成二十一年六月十二日

○第百七十一回国 参議院會議録第二十九号（その一）

平成二十一年六月十二日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第二十九号

平成二十一年六月十二日

午前十時開議

第一 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の會議に付した案件

一、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（趣旨説明）

二、日程第一及び第二

一、少子高齢化・共生社会に関する調査の中間報告

○議長（江田五月君） これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（江田五月君） 御異議ないと認めます。金子国土交通大臣。

〔國務大臣金子一義君登壇、拍手〕

○國務大臣（金子一義君） 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

タクシーは、鉄道、バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関であるとともに、高齢者社会の進展等の地域社会の変化に対応する役割や各地の観光交流を支える基盤としての役割も大いに期待される公共交通機関であります。

しかしながら、タクシー事業をめくつては、長期的に需要が減少傾向にある中、タクシー車両数

が増加しているなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっております。

このような状況を踏まえ、問題の発生している地域において、タクシー事業者を始めとする地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、この度この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣は、供給過剰等の状況に照らして、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになるため、地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認める地域を特定地域として指定することができることにするとともに、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本方針を定めることができるとしております。

組織される協議会が、基本方針に基づき、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための地域計画を作成することができるとし、地域計画に即してタクシー事業者が実施する取組に係る計画について、国土交通大臣による認定制度を設けることとしております。

第三に、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、道路運送法の特例、タクシー事業者、国その他の関係者の責務等について定めることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、本法律案の目的に、地域における交通の健全な発展に寄与することを追加することとしております。

第二に、都道府県知事及び市町村長は、国土交通大臣に対して特定地域の指定を行うよう要請することができることとしております。

第三に、地域計画は、都市計画等の調和が保たれたものでなければならぬこととしております。

第四に、国は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保に加え、資金の融通又はそのあつせんその他援助に努めることとしております。

平成二十一年六月十二日 参議院會議録第二十九号（その一）

議事日程追加の件 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（趣旨説明）

第五に、政府は、タクシー事業の許可、運賃及び料金、タクシーの増車等に係る事業計画の変更、事故の報告等、タクシー事業に係る道路運送法に基づく制度の在り方について早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

第六に、政府は、タクシー運転者の登録等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしたしております。

第七に、タクシー事業の運賃及び料金の認可基準に関する道路運送法第九条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。植松恵美子君。

(植松恵美子君登壇、拍手)

○植松恵美子君 民主党・新緑風会・国民新・日本の植松恵美子でございます。

会派を代表して、ただいま提案のありました特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案について、関係大臣に質問させていただきます。

二〇〇二年に改正道路運送法が施行され、タクシー行政は大きく変わりました。需給調整規制が廃止されるなど規制緩和が行われた結果、待ち時間の短縮、多様なサービスの導入などにおいて一定の効果が現れたとの指摘も一部に存在しております。

しかし、その実態は、最近の景気の急速な悪化や地方都市の衰退等の影響もあり、多くの地域ではタクシー車両が絶対的かつ相対的に増加し、タクシー会社の経営及びタクシー運行の環境が大変厳しい状況に置かれるなど、むしろマイナスの作用ばかりが目立ち、重大な社会問題を引き起こしていると言わざるを得ません。

長期的なタクシーの需要減少傾向の中、タクシー車両の急増と相まって過当競争はますます激化しておりますが、その影響により、タクシー運転者の労働条件の劣悪化は目を覆うばかりの状況に陥っております。

その賃金水準が全産業男性労働者と比較して六割程度の状況にあることから、運転時間の長期化を余儀なくされるなど労働条件の著しい悪化が生じており、その結果として、客を奪い合う競争や余裕のない運転により交通事故の増加を招き、タクシー利用者の安全性や利便性が大きく損なわれております。

民主党は、衆議院での修正前の政府提出原案に対しても一定の評価はしていましたが、タクシー

事業者や労働者だけでなく、利用者也タクシー行政の規制緩和によって負の連鎖に巻き込まれていくことを率直に認識すべきであります。これは市場の失敗と言つて済まされるものではありません。まさに国の政策の重大な失敗であったと改めて総括し、これまでの反省に立った上で今後のタクシー行政に当たるべきであると考えますが、この点について国土交通大臣の答弁を求めます。

また、タクシー問題はセーフティネットの構築なき無原則な規制緩和による格差拡大、雇用崩壊の象徴でもありますが、厚生労働大臣は、規制緩和によるタクシー運転手の賃金水準の悪化の状況や、社会保険未加入の問題、最低賃金法の違反率が急増している問題、通達で禁止されながら野放しにされている累進歩合等に基づく給与制度の問題等について現状をどのように認識しているか、またその上でどのような対策を講じていくつもりなのか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

民主党は、国土交通部門の中にタクシー関連法案等検討小委員会を設置し、関係者からのヒアリングを含め精力的に議論を積み重ね、今年の一月にはタクシー改革ビジョンを取りまとめました。

その中で、基本的な考え方を以下の四点に集約しました。第一に、タクシーは公共交通機関であること、第二に、タクシー行政の地方分権を行うこと、第三に、利用促進と需要拡大に向け、業界と

関係行政に努力を求め、悪徳事業者排除及び供給調整のための実効ある仕組みを構築すること、第四に、安全に配慮した適正な運賃を原則とすることです。

民主党が目指す改革は、供給過剰を是正し、需要拡大を図り、健全なタクシー市場を確立する展望に基づいています。利用者、事業者、運転者共に利益を得られるよう、これまでの負の連鎖を断ち切り、プラスのサイクルをつくり出していきたいと考えています。

この視点に立つて、民主党を含む四会派共同で、衆議院に道路運送法の一部を改正する法律案、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案を提出いたしました。

まず、前者の道路運送法の一部を改正する法律案は、タクシー事業の公正な競争を確保するため、事業参入時の許可基準や運賃、料金の認可基準等を改正するものであり、二つ目の法案は、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、政府提出案について修正を加えるものです。

衆議院段階では、野党案を全面的に取り入れる形で大幅な修正が実現しました。ここまで政府・与党が野党案を取り入れて修正を行うことは希有であり、我が党が掲げる友愛精神をまさに体現した与野党協議のたまものであり、修正協議に当た

られたすべての御関係者の皆様に心より敬意と感謝を表するものであります。

その上で、より実効性のあるタクシー政策の実現に向け、不十分な点やあいまいになっている点について幾つかお尋ねしてまいります。

当初の政府提出案は、特定地域、ただでの需給調整等に資するものにすぎず、それだけで抜本的な解決になり得るかどうかが疑問が残っておりました。昨今のタクシー問題の根源は二〇〇二年の改正道路運送法施行による供給過剰にあり、民主党は、同法改正なしに日本全国に共通するタクシー問題の解決はできないと考えてきました。我々の問題意識を明らかにするために、ここで野党四会派で衆議院において提出した道路運送法改正案についての民主党の考え方を述べながら、質問させていただきます。

まず、目的にタクシー事業の公正な競争を確保すべきことを追加し、需給状況に応じて新規参入や増車計画をコントロールできるように法律の性格自体を見直すべきと考えておりました。また、全国的な供給過剰状況を踏まえ、特定地域に限らず、新規参入を許可する際に需給状況も勘案するように許可要件に追加するものであります。同時に、増車計画についても現行の届出制を改め、需給状況に関する要件も含んだ認可制に改めるものであります。

以上の提案にこたえる形で、参入許可基準の見

直しや増車等の認可制への変更などを含め、タクシー事業にかかわる道路運送法に基づく制度の在り方について今後検討していくことを内容とする条項が衆議院修正で盛り込まれましたが、政府としてはどのような手順と基本方針で取り組むのか、国土交通大臣より明快な答弁を求めます。

また、当初の政府提出案の欠陥の一つは、運賃制度の問題点に全くこたえていないところでした。民主党は、総括原価方式を維持しつつ適正な人件費が運賃に反映される仕組みとする観点から、安全に配慮した適正な運賃を担保できる制度に改革すべきであると主張してきました。

現行の道路運送法では、運賃及び料金は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることと規定されており、ゾーン運賃制により運用されておりますが、下限割れ運賃の問題が頻発しています。そこで、この規定を見直し、地域ごとに安全を確保するため、適正な運賃を定めることができる制度とすべく、適正な原価に適正な利潤を加えたものであることとの規定に変更すべきであるとしてきました。

衆議院の修正案ではこの趣旨を生かし、附則で道路運送法の改正が行われておりますが、私たちが意図してきたこの新たな運賃制度をどのように運用していくのか、国土交通大臣の考えをお聞かせください。

これらに加えて、事故報告についての規定の厳正化を図ることや、タクシー運転者の拘束時間や休息期間等を定める自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について、行政による事後チェックの更なる強化に取り組むとともに、違反への罰則付与など、厳格な対処を可能とする改善基準の法定化に向けた検討を行うことが必要であると考えておりますが、これらの点について、どのように取り組んでいくか、国土交通大臣及び厚生労働大臣の明快なる答弁を求めます。

次に、特定地域の指定にかかわる衆議院の修正内容について確認いたします。

まず、地域における公共交通の健全な発達に寄与することを法律の目的に追加したほか、タクシー行政の地方分権を進める見地から、特定地域の指定について知事や市町村長が国土交通大臣に要請できることや、協議会が作る地域計画について都市計画などの調和を図るべきことなどを定めた修正が実現しましたが、これらを名ばかりのものにせず、実効性のある項目として生かさなくてはなりません。そのため具体的にどのように取り組んでいくのか、国土交通大臣の答弁を求めます。

また、関連として、地域公共交通におけるタクシーの役割及び位置付けと、タクシー行政に関する地方分権の推進についての総務大臣の考えをお聞かせください。

さらに、地域計画に定められた事業の推進を図るために、国が融通又はあつせんその他の援助に努めるものとするのが条文に追加されました。これにより、事業者が利用者のために良質なサービスを展開し、需要拡大を図るための努力を国が後押しすることが期待されますが、政府系金融機関や信用保証制度の活用も含めて、この修正の趣旨をどう実現していくのか、国土交通大臣の明快なる御所見をいただきたいと思ひます。

政府提出原案については、法律の運用についてまだまだ不明瞭な点が多々あります。特定地域の指定要件とその前提となる供給過剰などの定義をどう規定するのか、事業譲渡、合併、減車など事業再構築へのインセンティブ策をどう講じるのか、協議会運営のガイドラインをどう定めるのか等々について、国土交通省はもう少し丁寧に説明していく責任があると思ひれます。こうした点について、今のうちからできるだけ詳細を明らかにしていただきたいと思ひますが、国土交通大臣の答弁を求めます。

最後に、タクシー業界の需要喚起やそこに働く皆様のやりがいの創出という観点から、私の地元香川県における取組も御紹介しながら質問していきます。

二〇〇八年十月に観光庁が発足し、ビジット・ジャパンの事業も推進されていますが、観光立国を推進する上で、各地域のタクシー事業者はその

重要な担い手としての役割が期待されます。

私の地元香川県では、うどんタクシーと称して県内のうどん店数軒を巡る観光タクシーが走っております。全国津々浦々で同様のサービスが展開されていると思いますが、こうした観光タクシーの存在やサービス内容を国内のみならず海外からの観光客に向けて情報発信していくような支援も重要でないかと思えます。そうした支援に今後どのように取り組んでいくか、国土交通大臣よりお聞かせください。

また、香川県内のあるタクシー会社を発祥とするタクシーサービスとして子育てタクシーがあります。急な残業で迎えに行けなくなったときに御両親の代わりにお子さんを保育園に迎えに行ったり等、子育て世帯にとっては有り難いサービスを展開しています。現在、子育て支援についての活動を展開中のNPOの方を始め多くの関係者の方々の協力を得る中、全国子育てタクシー協会が中心となつて各都道府県への普及に取り組んでいます。こうした事業の意義をどのように評価しているか、また、その普及拡大に政府としてどのように支援していくつもりか、国土交通大臣、厚生労働大臣にお伺いします。

働きがいがあり、夢と希望の持てるタクシー産業の実現に向け、政府また立法府を挙げて、今後とも真剣な議論をし、具体的な政策を実行していただけるようお願い申し上げます、私の質問を終わ

らせていただきます。(拍手)

〔国務大臣金子一義君登壇、拍手〕

○国務大臣(金子一義君) タクシーの規制緩和の総括についてお尋ねがありました。

タクシー事業の規制緩和は、事業者間の健全な競争を促進し、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図ることを目的として実施されたものであります。その結果、委員御指摘のとおり、サービスの多様化、待ち時間の短縮など、利用者にとっての一定の効果も現れているものと認識しております。そうした規制緩和のプラス面は今後とも生かしていく必要があると思っております。

一方で、地域によっては、需要が長期的に低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、タクシー運転者の労働条件の悪化を始め、公共交通機関としてのマイナス面が生じていることも事実であり、こうした問題の是正を図っていくことが必要であると思っております。

また、衆議院の修正で盛り込まれました道路運送法に基づく制度の在り方の検討についてお尋ねがありました。

タクシー事業が現に直面する諸問題の解決のためには、まずは本法案を早急にかつ適切に施行していくことが極めて重要であると思っております。あわせて、昨年の交通政策審議会の答申で指摘されました利用者のニーズに合致したサービス

の提供、悪質事業者等への対策、過度な運賃競争への対策等運賃制度の適切な運用などの施策を総合的に講じていくことも必要と考えます。特に運賃制度に関しては、衆議院の修正も踏まえ、新たな制度の運用に努めてまいりたいと存じます。道路運送法に基づく制度の在り方については、これらの施行状況を踏まえながら検討していきたいと思っております。

衆議院の修正による道路運送法の改正を受けた新たな運賃制度の運用についてお尋ねがありました。

国土交通省におきまして、現在、交通政策審議会の答申を踏まえまして、過度な運賃競争への対策としてタクシーの運賃について、下限運賃の設定、下限割れ運賃の審査等に関するガイドライン等の検討を進めております。今回、衆議院において道路運送法に規定するタクシーの運賃、料金の基準が改正されましたので、この修正を踏まえたガイドラインの作成を夏までに進めさせていた、きたいと思っております。

事故報告について、規定の厳正化及びタクシー運転者の労働時間に係る事後チェックの強化についてお尋ねがありました。

タクシーについては公共交通機関として、その安全の確保が最も重要な課題であり、この見地から、今後とも、必要に応じ事故報告対象の見直しなど、事故報告の厳正化に努めてまいります。ま

た、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の違反に対しては車両停止などの行政処分を行っておりますが、これまでも処分基準の強化を図ってきたところであります。昨年の交通政策審議会答申におきましても事後チェックの強化が求められております。これに従い、今後とも、行政処分の強化、関係行政機関との連携を行い、事後チェックを通じ安全の確保に努めてまいります。

特定地域の指定の要請制度及び地域計画の都市計画等との調和等の実効性の確保についてお尋ねがありました。

本法案の運用に当たっては、衆議院での修正の御趣旨を踏まえ、それぞれの地域におけるタクシー事業をめぐる諸問題への対策について、地方公共団体のお考えを的確に把握しつつ対応してまいりたいと思っております。例えば、本法案に基づく協議会には地方公共団体の長に積極的に参加していただき、地域社会におけるタクシーの位置付けを明確化した上で、都市計画等との調和を図りつつ地域が一体となつて対策に取り組むことができるよう努めてまいりたいと思っております。

地域計画に定められた事業の推進を図るための資金の融通又はあつせん等の支援についてお尋ねがありました。

地域計画に定められた事業の推進を図るためどのような支援を講じていくかについて、衆議院における修正の趣旨を踏まえ、個々の特定地域で策

定されます地域計画の内容を見極めた上で支援を適切にしていまいりたいと思っております。

特定地域の指定要件、事業譲渡、合併、減車などの事業再構築へのインセンティブなど、協議会運営のガイドラインについてお尋ねがありました。

特定地域の指定の具体的な基準につきまして、法案の審議も踏まえて今後定めることとしております。事業再構築へのインセンティブについて、地域の状況に応じまして減車などが適切に実施されるよう具体的に検討してまいりたいと思っております。

観光タクシーについて、海外からの観光客に向けた情報発信に対する支援についてお尋ねがありました。

タクシー事業において、近年、サービスの多様化によりまして観光タクシーも増加しているところであります。こうしたサービスの情報を、国内のみならず海外へ広く情報発信することを、タクシーの需要喚起、観光による地域振興、うどんタクシーが香川県であるようですが、是非、讃岐うどんタクシーとされて、地域振興の見地から是非伸ばしていければと思っております。

子育てタクシーの意義についての評価、またその普及拡大についての支援についてお尋ねがありました。

学校への登下校や塾の送迎の運送を行う子育て

タクシー、御指摘のとおり、子育て世代にとって大変有意義な輸送サービスであり、タクシー事業者が経営が厳しい中で、子育て支援を行うNPOと協力しながらこうした事業に積極的に取り組んでいることに対しては高く評価しているところであります。子育てタクシーが広く社会に認知されるよう、国土交通省として利用者一般への周知を行うこと、あるいは事業者団体を通じてタクシー事業者の積極的な取組を促すことについて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣舩添要一君登壇、拍手)

○国務大臣(舩添要一君) タクシー運転者の賃金水準等の労働条件や社会保険未加入の問題に関する現状認識と対策についてお尋ねがありました。

タクシー運転者の賃金につきましては、年間平均賃金で全産業労働者との格差が見られ、最低賃金法に違反する事業場の割合も全産業平均に比べ高い状況が続いております。賃金制度の面でも、長時間労働やスピード違反を誘発するおそれのある累進歩合制度を取っている事業場がなお見られるところであります。

厚生労働省といたしましては、法定労働条件等に問題があると考えられる事業場に対して重点的な監督指導の実施に努めるとともに、労働基準監督署と地方運輸機関との合同による監査、監督、最低賃金違反等の重大、悪質な事案についての相

互通報などを行っているところであります。

また、厚生年金等の適用促進については、社会保険庁において事業主に対する適正な届出に関する指導を実施しているところであり、特にタクシー事業者については、社会保険の加入手続が適正になされていない疑いのある事業者について、国土交通省から情報提供を受けることにより適用促進を進めているところであります。

今後とも、国土交通省との連携の下、労働条件の確保や社会保険の適用促進に粘り強く取り組んでまいります。

いわゆる改善基準の告示の法定化についてお尋ねがございました。

この告示は、自動車運転者の乗務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間の制限や休息期間の確保等の規制の在り方について、関係労使の方々の御議論をいただき、合意形成を図りながら定めたものであります。

告示の法定化につきましては、労働基準法において自動車運転者についてのみ特別の規制を設けることとなりますので、関係労使を始め社会的な合意を得ることが困難であると考えております。

引き続き、この告示について、関係労使団体を通じた周知徹底や的確な監督指導を行うとともに、国土交通省とも連携を図りつつ、その遵守の徹底に努めてまいります。

最後に、子育てタクシーの普及拡大についてお尋ねがございました。

子育てタクシーは、乳幼児連れの保護者の外出のサポートや保護者に代わっての子供の送迎などを行うものと聞いておりますが、こうした取組は子育て家庭の多様なニーズにこたえるものとして大変意義のある取組だと考えております。

平成二十一年度補正予算におきまして、安心子ども基金を拡充し、地域子育て創生プロジェクトとして都道府県や市町村が地域の様々な子育て支援の取組を支援できる枠組みを用意したところでありまして、例えば子育てタクシーに携わる担い手の育成にも活用いただけるものと考えております。

今後とも、地域の取組と連携しながら、社会全体で子育てを応援する機運の醸成に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣舩山邦夫君登壇、拍手)

○国務大臣(舩山邦夫君) タクシーの役割及び位置付けとタクシー行政に関する地方分権の推進についてお尋ねがありました。

タクシーは、一般にはバスなどに比べて料金の負担が重いという課題がありますが、地域住民のニーズに応じてきめ細かく対応できるという特性がありますので、地域の交通を維持する上では、多くの人を一度に輸送できるバスや鉄道と、きめ細かい対応のできるタクシーとの組合せが地域の

実情にに応じていいものでなければいけないと思うわけでございます。

地方分権という観点からいえば、地域の事情をよく知っていた方がいい行政ができるものは、これは地方に任せるといことが重要でございます。また、地域のことを一番よく分かっている地方自治体が一層の権限の移譲を行うということが大事だと考えておりますので、この分野でも知事とか市町村長さんが言わば地域の経営者としてらつ腕を振るえることができるような形で物事を誘導していったらいいだろうと、こう思っております。

それから、私、実は規制緩和にも関係のある大臣として申し上げますが、規制緩和とすべてが善というわけではないと思います。つまり、規制を緩和したら過当競争が起きた、そこで勤労者が非常に苦勞して、格差拡大して、一部の者だけがもうけたとしたら、これは誤った規制緩和だと思ひますので、そうした点に注意して、これから規制緩和の問題にも対処してまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員 長櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において高村正彦君外六名から提出されたものであり、その主な内容は、株式会社商工組合中央金庫による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑にするために必要な措置を講ずるものであります。

衆議院において、政府が平成二十三年度末を目途として商工中金に関し検討する事項として、政府保有株式の処分の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方を加える等の修正が行われております。

委員会におきましては、現下の厳しい経済環境に対して、政府そして委員各位の認識を共通とし、そしてその上で再度公的金融機関の在り方を考えなければならないのではないか。もう少し具体的に申し上げますと、商工中金の完全民営化の方向性について十分に検討する必要があること等に

ついて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと思ひます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひます。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十四
賛成 二百十二
反対 十二
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長中川雅治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中川雅治君登壇、拍手〕

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害者の著作物利用のための複製、インターネット情報の検索サービスを実施するための複製、著作権者等と連絡できない場合の著作物等の利用などをより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、違法なインターネット配信と知りながら録音、録画することを私的使用目的でも権利侵害とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国立国会図書館における電子データの活用方法、障害者の情報アクセス確保に向けた本法律案の運用、違法なインターネット配信からの録音、録画の違法化が利用者に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十四

賛成

二百二十四

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) この際、少子高齢化・共生社会に関する調査会長から、少子高齢化・共生社会に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。少子高齢化・共生社会に関する調査会長田名部匡省君。

(調査報告書は本号(その二)に掲載)

(田名部匡省君登壇、拍手)

○田名部匡省君 少子高齢化・共生社会に関する調査会における中間報告の概要につきまして御報告申し上げます。

本調査会は、第百六十八回国会の平成十九年十月に設置され、調査テーマを「コミュニティの再生」と定め、一年目では、コミュニティの再生のうち外国人との共生について調査を行い、「外国人との共生についての提言」を含む中間報告書を平成二十年六月に議長に提出いたしました。

二年目は、コミュニティの再生のうち「地域コミュニティの再生」に関する件を調査事項として取り上げ、調査を行ってまいりました。

その結果、「地域コミュニティの再生についての提言」を含めた中間報告書を取りまとめ、去る

六月十日、議長に提出いたしました。以下、その主な内容につきまして御報告申し上げます。

第百七十一回国会におきましては、「地域コミュニティの再生」について三回にわたり参考人出席を求め、意見を聴取し、質疑を行いました。参考人からは、地域振興とコミュニティの再生の在り方、都市におけるコミュニティの問題点、高齢者の医療、福祉及び住宅政策、コミュニティの活性化と経済的自立等について意見が述べられました。

また、二月二十三日及び二十四日、滋賀県に委員派遣を行い、四月十五日にはこれまでの調査を踏まえ、本報告の取りまとめに向けて調査会委員間の自由討議を行いました。

調査会委員からは、地域の多様性に着目した地域振興策の策定、高齢者の生きがいの創出と居場所づくりの必要性、在宅医療促進のための環境整備、地産地消の促進策、農村女性の経済的自立、地域ブランド育成の重要性等が指摘されました。これらの点を踏まえ、本調査会として意見を集約し、地域コミュニティの再生について四つの柱から成る十八項目の提言をまとめました。

提言の主な内容は、第一に、地域政策全般についてであります。地域の多様性の尊重、都市と地方との連携、地方財源の確保について言及しております。

第二に、医療、福祉等についてであります。医療体制の充実、医療、介護における職種間の連携、高齢者の生活支援、高齢者の住への配慮、高齢者が生き生きと働ける環境整備について言及しております。

第三に、経済的自立についてであります。地域資源の活用、地域ブランド、コミュニティビジネスの育成、地産地消運動の拡大、農村女性の経済的自立、農業の新たな担い手の確保、ツーリズムの一層の推進について言及しております。

第四に、互助、共助についてであります。地域のきずなの再生、ワーク・ライフ・バランスの重視、リーダーの育成、人材確保、NPO等への資金面での配慮について言及しております。

政府はもとより、地方公共団体、企業、各種団体におかれましても、本提言の趣旨を御理解いただき、これらの実現に努められることを要請するものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員

山下 芳生君	風間 直樹君	牧山ひろえ君	金子 恵美君	山田 俊男君	中山 恭子君	小泉 昭男君	山谷えり子君
舟山 康江君	植松恵美子君	行田 邦子君	相原久美子君	林 久美子君	広田 一君	鶴保 庸介君	西島 英利君
紙 智子君	川崎 稔君	藤原 良信君	大河原雅子君	室井 邦彦君	川上 義博君	椎名 一保君	秋元 司君
大島九州男君	水戸 将史君	谷岡 郁子君	田中 康夫君	長谷川憲正君	丸山 和也君	北川イツセイ君	水落 敏栄君
仁比 聡平君	松野 信夫君	武内 則男君	白 眞勲君	長谷川大紋君	島尻安伊子君	松山 政司君	岩城 光英君
青木 愛君	藤谷 光信君	大久保 勉君	前川 清成君	鈴木 陽悦君	加藤 敏幸君	衛藤 晟一君	脇 雅史君
井上 哲士君	大門実紀史君	島田智哉子君	尾立 源幸君	主濱 了君	松岡 徹君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
津田弥太郎君	犬塚 直史君	藤末 健三君	富岡由紀夫君	自見庄三郎君	中川 義雄君	松村 龍二君	伊達 忠一君
藤本 祐司君	足立 信也君	蓮 舫君	大石 尚子君	岸 宏一君	加治屋義人君	吉田 博美君	青木 幹雄君
那谷屋正義君	市田 忠義君	下田 敦子君	今野 東君	森 ゆうこ君	大塚 耕平君	泉 信也君	山崎 正昭君
小池 晃君	岩本 司君	水岡 俊一君	芝 博一君	松井 孝治君	鈴木 寛君	吉村剛太郎君	尾辻 秀久君
榛葉賀津也君	藤田 幸久君	小林 正夫君	柳澤 光美君	亀井 郁夫君	木村 仁君	谷川 秀善君	佐藤 昭郎君
シルンマルティ君	佐藤 公治君	神本美恵子君	山根 隆治君	林 芳正君	山本 一太君	矢野 哲朗君	溝手 顕正君
中村 哲治君	内藤 正光君	小川 勝也君	池口 修次君	工藤堅太郎君	高嶋 良充君	南野知恵子君	浮島とも子君
浅尾慶一郎君	木俣 佳丈君	福山 哲郎君	平野 達男君	小川 敏夫君	郡司 彰君	谷合 正明君	森 まさこ君
一川 保夫君	増子 輝彦君	辻 泰弘君	円 より子君	櫻井 充君	藤井 孝男君	西田 実仁君	山本 博司君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君	直嶋 正行君	長浜 博行君	若林 正俊君	松田 岩夫君	近藤 正道君	佐藤 正久君
谷 博之君	石井 一君	家西 悟君	西岡 武夫君	松村 祥史君	野村 哲郎君	古川 俊治君	鰐淵 洋子君
田名部匡省君	大石 正光君	築瀬 進君	奥石 東君	末松 信介君	中村 博彦君	浜田 昌良君	又市 征治君
千葉 景子君	岡崎トミ子君	平田 健二君	広中和歌子君	岡田 直樹君	岸 信夫君	川口 順子君	二之湯 智君
佐藤 泰介君	柳田 稔君	吉川 沙織君	外山 斎君	義家 弘介君	塚田 一郎君	河合 常則君	山本 香苗君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君	川田 龍平君	松下 新平君	九川 珠代君	佐藤 信秋君	澤 雄二君	洲上 貞雄君
中谷 智司君	松浦 大悟君	大江 康弘君	大久保潔重君	磯崎 陽輔君	石井みどり君	福島みずほ君	愛知 治郎君
平山 幸司君	梅村 聡君	森田 高君	田中 直紀君	石井 準一君	西田 昌司君	岡田 広君	有村 治子君
友近 聡朗君	徳永 久志君	渡辺 秀央君	荒井 広幸君	関口 昌一君	山本 順三君	魚住裕一郎君	渡辺 孝男君
川合 孝典君	米長 晴信君	横峯 良郎君	龜井亜紀子君	小池 正勝君	神取 忍君	加藤 修一君	松 あきら君
				荻原 健司君	中川 雅治君	岩永 浩美君	市川 一朗君

浅野 勝人君 風間 昶君 荒木 清寛君 山下 栄一君 弘友 和夫君 舛添 要一君 加納 時男君 山内 俊夫君 木庭健太郎君 白浜 一良君 草川 昭三君 山口那津男君 浜四津敏子君	大島九州男君 家西 悟君 磯崎 陽輔君 坂本由紀子君	経済産業委員 前田 武志君 徳永 久志君 森田 高君 中谷 智司君 丸川 珠代君 神取 忍君	同日次の本院提出案を衆議院に送付した。 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案 教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案
総務大臣 鳩山 邦夫君 文部科学大臣 塩谷 立君 厚生労働大臣 舛添 要一君 経済産業大臣 二階 俊博君 国土交通大臣 金子 一義君 副大臣 国土交通副大臣 加納 時男君	外交防衛委員 石井 一君 米長 晴信君 谷岡 郁子君 相原久美子君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君	国土交通委員 米長 晴信君 石井 一君 佐藤 正久君 佐藤 信秋君 鰐淵 洋子君 山下 栄一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
議長 報告事項 一昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 補欠 徳永 久志君 前田 武志君 藤原 良信君 藤谷 光信君 総務委員 辞任 補欠 青木 愛君 加賀谷 健君	文教科学委員 加賀谷 健君 青木 愛君 藤谷 光信君 藤原 良信君 佐藤 信秋君 中曾根弘文君 山下 栄一君 鰐淵 洋子君 厚生労働委員 辞任 補欠 家西 悟君 大島九州男君 谷 博之君 谷岡 郁子君 中谷 智司君 森田 高君 坂本由紀子君 磯崎 陽輔君	行政監視委員 中曾根弘文君 佐藤 信秋君 辞任 補欠 森 まさこ君 舛添 要一君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 少子高齢化・共生社会に関する調査会委員 辞任 補欠 武内 則男君 千葉 景子君	同日調査会長から次の報告書が提出された。 少子高齢化・共生社会に関する調査報告書(中間報告) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外四名提出) 道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する質問主意書

(糸数慶子君提出)(第二〇三号)

朝鮮民主主義人民共和国による飛翔体発射に係

る内閣情報調査室・防衛省・警察庁・公安調査

庁等の臨戦態勢に関する質問主意書(山内徳信

君提出)(第二〇四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

内閣情報調査室ロシア研究会に関する質問主意

書(峰崎直樹君提出)(第一九六号)

国際的な核廃絶の推進を行うためのわが国の I

A E A における地位の獲得に関する質問主意書

(藤末健三君提出)(第一九七号)

外国人の生活保護に関する質問主意書(加賀谷

健君提出)(第一九八号)

電子行政クラウドに関する質問主意書(加賀谷

健君提出)(第一九九号)

空港のマッサージチェアに関する質問主意書

(白眞勲君提出)(第二〇〇号)

同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

クラスター弾に関する条約の締結について承認
を求めるの件

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国
際連合条約の締結について承認を求めるの件
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際
条約の締結について承認を求めるの件

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

藤谷 光信君

前田 武志君

総務委員

辞任

家西 悟君

坂本由紀子君

法務委員

辞任

森 まさこ君

外交防衛委員

辞任

相原久美子君

米長 晴信君

山口那津男君

財政金融委員

辞任

轟木 利治君

山下八洲夫君

文教科学委員

辞任

藤原 良信君

鰐淵 洋子君

補欠

藤原 良信君

徳永 久志君

補欠

山下八洲夫君

磯崎 陽輔君

補欠

舩添 要一君

補欠

谷岡 郁子君

石井 一君

加藤 修一君

補欠

喜納 昌吉君

大島九州男君

補欠

藤谷 光信君

山下 栄一君

厚生労働委員

辞任

大島九州男君

谷岡 郁子君

磯崎 陽輔君

経済産業委員

辞任

徳永 久志君

神取 忍君

国土交通委員

辞任

石井 一君

山下 栄一君

環境委員

辞任

喜納 昌吉君

谷 博之君

丸川 珠代君

加藤 修一君

行政監視委員

辞任

武内 則男君

舩添 要一君

議院運営委員

辞任

加賀谷 健君

補欠

家西 悟君

谷 博之君

坂本由紀子君

補欠

前田 武志君

丸川 珠代君

補欠

米長 晴信君

鰐淵 洋子君

補欠

轟木 利治君

相原久美子君

神取 忍君

山口那津男君

補欠

加賀谷 健君

森 まさこ君

補欠

武内 則男君

同日衆議院から次の議案が提出された。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置
に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三
六号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業
の適正化及び活性化に関する特別措置法案(閣
法第二十七号)

公文書等の管理に関する法律案(閣法第四一号)

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー
源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用
の促進に関する法律案(閣法第五五号)

沖縄科学技術大学院大学学術法案(閣法第四三
号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関
する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五
六号)

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共
和国香港特別行政区との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(第百七十回国会開会第一
号、衆議院継続審査)

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との
間の協定の締結について承認を求めるの件(閣
条第二号)

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件
(閣条第九号)

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第一四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)(衆第三六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆第二四号)審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

酪農経営の健全化等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第二〇五号)

J R 姫新線の高速化に関する質問主意書(今野東君提出)(第二〇六号)

審査報告書

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十一日

経済産業委員長 櫻井 充

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、株式会社商工組合中央金庫による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑化するために必要な借入金又は社債に対する政府保証を行うための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十一年度一般会計補正予算(経済産業省所管)に千五百億円、財政投融资特別会計補正予算投資勘定に四百二十億円がそれぞれ計上されている。また、株式会社産業革新機構の借入金又は社債に係る債務保証契約の限度額として、一般会計補

正予算(予算総則)に約八千億円が計上されている。

附帯決議

中小企業者及び中堅事業者等(以下「中小企業者等」という。)の大幅に悪化している資金繰りを改善し、経営の安定化や活性化を図るとともに、中小企業者等に対する資金供給を長期にわたって確保することが喫緊の課題であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)の危機対応準備金が創設された趣旨にかんがみ、不況時の中小企業の資金需要に的確かつ十分に対応するため、危機対応業務の一層円滑な実施が図られるよう、財源の確保や借り手の立場に立った対応の徹底など万全の措置を講ずること。

二 本法施行後の検討に当たっては、商工中金に対する政府出資が中小企業向け資金供給に十分つながっているかどうかを定期的に検証するとともに、国が中小企業金融の円滑化に責任を果たすべきとの観点から、国の中小企業政策との連携の確保及び商工中金の財政基盤の更なる強化等について結論を得ること。

また、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行

政改革の推進に関する法律」第六条における商工中金の位置づけについて、見直しの検討対象とすること。

三 資金調達のための政府保証制度の創設により、株式会社産業革新機構が多額の資金を調達し、それらをリスクマネーとして供給することが可能となることにかんがみ、支援基準の明確化や民間の優秀な目利き人材の確保と活用等により、出資対象の審査及び出資後の監理を厳格に実施する等その運営において公正性かつ透明性が確保され、また、財政資金の保全・回収が図られるよう体制の整備に努めること。

右決議する。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十一年六月四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律

第一条 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正
(株式会社商工組合中央金庫法(平成十九

年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「計算上」の下に「危機対応準備金(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第四十五条第一項の規定により指定を受けたものとみなされた同法第十一条第二項に規定する指定金融機関として同法第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)の円滑な実施のために必要な商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、附則第一条の二第一項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。)及び」を加え、「額を」と「額の合計額を」に改める。

第四十四条の見出し中「場合の」の下に「危機対応準備金及び」を加え、同条第三項中「第一項の下に」又は第二項を、「規定により」の下に「危機対応準備金の額又は」を、「金額により」の下に「危機対応準備金の額又は」を、「特別準備金の額が」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号の額を」第一項第一号及び前項第一号の額の合計額に、「同項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

商工組合中央金庫は、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する危機対応準備金の額
- 二 危機対応準備金の額の減少がその効力を生ずる日

第四十四条に次の一項を加える。

5 前項の規定による危機対応準備金の額の増加は、同項の規定による特別準備金の額の増加に先立つて行うものとする。

第四十五条第三項中「第一項の下に」及び第二項を、「納付する金額」の下に「の合計額」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項第一号及び第二号中「特別準備金の額を」危機対応準備金の額又は特別準備金の額に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至つたと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、危機対応準備金の額から減額するものとする。

第四十六条第一項中「特別準備金の額(第四十四条第一項)を」危機対応準備金の額(第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額)及び同日における特別準備金の額(同条第二項)に改め、「限度として、」の下に「当

該危機対応準備金の額及び」を加え、同条第三項中「前条第一項及び」の下に「同条第二項並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による危機対応準備金の額に相当する金額の納付は、同項の規定による特別準備金の額に相当する金額の納付に先立つて行われるものとする。

第四十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に改め、同条第二項中「第四十五条第一項」を「第四十五条第二項」に改め、同条第二項第二号を「同条第三項第二号」に改め、同条を第四十七条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(危機対応準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第四十七条 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替へるものとする。

替へるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十五条第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「危機対応準備金」と、「減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による危機対応準備金」と、「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第三項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替へるものとする。

第四十八条の見出し中「特別準備金」を「危機対応準備金及び特別準備金」に改め、同条第一項中「特別準備金の額」を「危機対応準備金の額

又は特別準備金の額に改める。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(危機対応準備金)

第一条の二 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、平成二十三年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資することができる。

3 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)」とする。

附則第二条第一項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第三条第一項中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に改める。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正)

第二条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関

する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の三十一」を「第三十条の三十一の二」に改める。

第三十条の五第一項中「弁済期限が一年を超える」を削る。

第三十条の二十九の見出しを「(予算の認可)」に改め、同条中「事業計画、資金計画及び収支予算を定め、」を「予算を」に、「届け出なければならぬ」を「提出して、その認可を受けなければならぬ」に、「これら」を「これ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

第二章の二第六節中第三十条の三十一の次の一条を加える。

(政府保証)

第三十条の三十一の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十条の五第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることが出来る。

第三十条の三十三中「弁済期限が一年を超える」を削り、「第三十条の二十三第二項」の下に「第三十条の二十九第一項」を加える。

第三十条の二十九第一項を加える。

第八十四条第六号中「第三十条の二十九」を

「第三十条の二十九第一項」に、「事業計画、資金計画又は収支予算の届出を行わなかった」を「予算の認可を受けなかった」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、この法律の施行の日又は我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 株式会社産業革新機構(以下「機構」という。)の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第二条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の二十九第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

2 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討等)

第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づき株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組合中央金庫」という。)に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七

号)第二条第五号に規定する危機対応業務を行う。以下同じ。)の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第四条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日が株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)次項において「政投銀法改

「正法」という。)の施行の日前となる場合には、

同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び日本政策投資銀行に対する」とあるのは「に對する」と、「ものとする」とあるのは「ものとし、日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする」とする。

2 この法律の施行の日が政投銀法改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第三条第二項中「次条」とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第三条」とする。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第十四項中「控除した額」の下に「(平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては、当該額に同法附則第一条の二第二項の規定により政府が出資した金額に相当する額を加算した額)」を加える。

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月十一日

文教科学委員長 中川 雅治

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者の用に供するために必要な方式による複製、美術の著作物等の譲渡の申出のための複製、送信可能化された情報の検索のための複製、電子計算機による著作物等の利用、著作権者等と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、著作権等を侵害する自動公衆送信をその事実を知りながら受信して行ふ私的使用を目的とする録音又は録画について著作権者等の許諾を要することとし、あわせて著作権等を侵害する行為により作成された物の頒布の申出を情を知って行ふ行為を著作権等の侵害行為とみなすこととする等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、違法配信と知りながら録音又は録画すること、私的使用目的でも権利侵害とする第三十条第一項第三号の運用に当たっては、違法配信と知らずに録音又は録画した著作物の利用者に不利益が生じないよう留意するとともに、本改正によるインターネット利用への影響について、状況把握に努めること。

また、本改正に便乗した不正な料金請求等による被害を防止するため、改正内容の趣旨の周知徹底に努めるとともに、レコード会社等との契約により配信される場合に表示される「識別マーク」の普及を促進すること。

二、インターネット配信等による音楽・映像については、文化の発展に資するよう、今後見込まれる違法配信からの私的録音録画の減少の状況を勘案しつつ、適正な価格形成が促進されるよう努めること。

三、障害者の情報アクセスを保障し、情報格差を是正する観点から、本法の運用及び政令の制定に当たっては、障害の種類にかかわらず、すべての障害者がそれぞれの障害に応じた方式の著作物を容易に入手できるものとなるよう、十分留意すること。

四、教科用拡大図書や副教材の拡大写本を始め、点字図書、録音図書等の作成を行うボランティアがこれまで果たしてきた役割にかんがみ、今後ボランティア活動が支障なく一層促進されるよう、その環境整備に努めること。

五、著作権者不明等の場合の裁定制度及び著作権等の登録制度については、著作物等の適切な保護と円滑な流通を促進する観点から、手続の簡素化等制度の改善について検討すること。

六、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等にかんがみ、著作物等の利用の一層の円滑化に向けて、著作権法の適切な見直しを進めること。

特に、著作権制度の在り方をめぐり意見の相違が大きい重要課題については、国際的動向や関係団体・利用者等の意見を十分考慮するとともに、技術革新の見通しと著作物等の利用実態を踏まえた議論を進めること。

七、国立国会図書館において電子化された資料については、情報提供施設として図書館が果たす役割の重要性にかんがみ、読書に困難のある視覚障害者等への情報提供を含め、その有効な活用を図ること。

八、文化の発展に寄与する著作権制度の重要性に

かんがみ、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。
九、教科書、学校教育用副教材のデジタル化など教育目的での著作物利用に関しては、その著作権及び著作隣接権の許諾の円滑化に努めること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 補償金」を「第九節 補償金等」に改める。

第二条第一項第九号の五イ中「この号」の下に「及び第四十七条の五第一項第一号」を加える。

第二十六条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

第三十条第一項に次の一号を加える。

三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合

第三十一条中「図書、記録その他の資料を」を「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を」に、「もの(以下この条を「もの(以下この項」に改め、同条第一号中「個個」を「個々」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第三十三条の二第四項において同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

第三十三条第一項中「次条において」を「以下」に改め、同条第四項中「第一項の」を削る。

第三十三条の二第四項中「(同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。)」を削る。

第三十七条の見出し中「点字による」を「視覚障害者等のための」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にするこ

とその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆

への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

第三十七条の二を次のように改める。

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者(以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式(聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。)について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

平成二十一年六月十二日 参議院会議録第二十九号(その一) 著作権法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うこと。

二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること(当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)

第三十八条第五項中「定めるもの」の下に「及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限る。、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)」を加える。

第四十三条第二号中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に、「第三十七条」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「(翻案(要約に限る。))」を「(翻訳又は翻案)」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案
四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
第四十七条の四本文中「第三十一条第一号、第三十二条」を「第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三十二条」に、「第三十七条第一項若しくは第二項」を「第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。以下

この条において同じ。)」に、「第四十一条、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条又は第四十七条」を「第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十六条から第四十七条の二まで」に、「(第三十一条第一号)」を「(第三十一条第一項)」に改め、同条ただし書中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項」に、「第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二」を「第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十七条の二」に改め、同条を第四十七条の九とし、第四十七条の三を第四十七条の四とし、同条の次に次の四号を加える。

(送信の障害の防止等のための複製)

第四十七条の五 自動公衆送信装置等(自動公衆送信装置及び特定送信装置(電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信(自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))の用に供する部分(第一号において「特定送信用記録媒体」という。)に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。)をいう。以下この条において同じ。))を他人の自動公衆送信等(自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。))の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等(送信可能化及び特定送

信をし得るようにするための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。

一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等(公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。))以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの

二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供すること 当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体(公衆送信用記録媒体等であるものを除く。)

2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物(当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。))の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体

のうち当該送信の用に供する部分に記録することができる。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

一 第一項(第一号に係る部分に限る。又は前項の規定により著作物を記録媒体に記録した者) これらの規定に定める目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき、又は当該著作物に係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること(国外で行われた送信可能化等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知つたとき。

二 第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定により著作物を記録媒体に記録した者 同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき。
(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等)

第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。))を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者(当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び

提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。〕は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。〕について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われた）したならば著作権の侵害となるべきものであることを知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つてはならない。

（情報解析のための複製等）

第四十七条の七 著作物は、電子計算機による

情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、画像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

（電子計算機における著作物の利用に伴う複製）

第四十七条の八 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）

第四十七条の二 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの

譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第二項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

第四十八条第一項第二号中「又は第四十条第一項若しくは第二項」を、「第四十条第一項若しくは第二項又は第四十七条の二」に改める。

第四十九条第一項第一号中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、「第三十七条第三項」の下に「第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）を加え、「又は第四十四条第一項若しくは第二項」を、「第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六」に改め、「の複製物」の下に「（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）」を加え、同項第三号中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条の三第一項」に、「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四

第一項」に改め、同項第四号中「第四十七条の二第二項又は第四十七条の三第三項」を「第四十七条の三第二項、第四十七条の四第三項又は第四十七条の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

五 第四十七条の五第一項若しくは第二項又は第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物を利用した者

六 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第五号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つた者

七 第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないで使用して、当該著作物を利用した者

第四十九条第二項第一号中「第三十一条第一号、第三十五条」を「第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に改め、「第三十七条第三項」の下に「第三十七条の

官 報 (号 外)

二本文」を加え、「同条第一号若しくは第二号」を「同条各号」に改め、同項第二号中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条の三第一項」に改め、同項第三号中「第四十七条の二第二項」を「第四十七条の三第二項」に改め、同項に次の三号を加える。	えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。 第六十七条の次に次の一条を加える。 (裁定申請中の著作物の利用) 第六十七条の二 前条第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合に、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができると至つたときは、当該連絡をすることができると至つた時までの間)、当該申請に係る著作物の利用することができ。ただし、当該著作物の著作権者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。	は、同条第一項の規定による供託を要しない。 4 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき(当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができると至つた場合を除く。)は、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額(当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該額)については、当該補償金を供託したものみなす。	全部又は一部を取り戻すことができる。 第七十条第二項中「第七十八条第五項」を「第七十八条第六項」に改め、同条第五項中「するときは」の下に「第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするものとする。 第二章第九節の節名を次のように改める。 第九節 補償金等 第七十一条中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を加える。 第七十二条第一項中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を、「裁定」の下に「第六十七条の二第四項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分」を加える。 第七十三条中「規定による裁定」を「裁定又は裁定をしない処分」に改め、「その裁定の下に」又は「裁定をしない処分」を加え、同条ただし書中「裁定」の下に「又は裁定をしない処分」を加える。 第七十四条の見出し中「補償金」を「補償金等」に改め、同条第三項中「又は前二項」を「第六十七条の二第四項若しくは前二項」に改め、「補償金の」の下に「供託又は同条第一項の規定による担保金の」を加え、「もより」を「最寄り」に改める。 第七十七条第一号中「同じ。」の下に「若しくは
四 第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者 五 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行つた者 六 第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者	第六十七條の二 前條第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合に、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができると至つたときは、当該連絡をすることができると至つた時までの間)、当該申請に係る著作物の利用することができ。ただし、当該著作物の著作権者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。	5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができると至つたときは、当該連絡をすることができると至つた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 6 前三項の場合において、著作権者は、前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。	全部又は一部を取り戻すことができる。 第七十条第二項中「第七十八条第五項」を「第七十八条第六項」に改め、同条第五項中「するときは」の下に「第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするものとする。 第二章第九節の節名を次のように改める。 第九節 補償金等 第七十一条中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を加える。 第七十二条第一項中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を、「裁定」の下に「第六十七条の二第四項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分」を加える。 第七十三条中「規定による裁定」を「裁定又は裁定をしない処分」に改め、「その裁定の下に」又は「裁定をしない処分」を加え、同条ただし書中「裁定」の下に「又は裁定をしない処分」を加える。 第七十四条の見出し中「補償金」を「補償金等」に改め、同条第三項中「又は前二項」を「第六十七条の二第四項若しくは前二項」に改め、「補償金の」の下に「供託又は同条第一項の規定による担保金の」を加え、「もより」を「最寄り」に改める。 第七十七条第一号中「同じ。」の下に「若しくは
二本文」を加え、「同条第一号若しくは第二号」を「同条各号」に改め、同項第二号中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条の三第一項」に改め、同項第三号中「第四十七条の二第二項」を「第四十七条の三第二項」に改め、同項に次の三号を加える。 四 第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者 五 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行つた者 六 第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者	第六十七條の二 前條第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合に、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができると至つたときは、当該連絡をすることができると至つた時までの間)、当該申請に係る著作物の利用することができ。ただし、当該著作物の著作権者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。	5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができると至つたときは、当該連絡をすることができると至つた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 6 前三項の場合において、著作権者は、前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。	全部又は一部を取り戻すことができる。 第七十条第二項中「第七十八条第五項」を「第七十八条第六項」に改め、同条第五項中「するときは」の下に「第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするものとする。 第二章第九節の節名を次のように改める。 第九節 補償金等 第七十一条中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を加える。 第七十二条第一項中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を、「裁定」の下に「第六十七条の二第四項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分」を加える。 第七十三条中「規定による裁定」を「裁定又は裁定をしない処分」に改め、「その裁定の下に」又は「裁定をしない処分」を加え、同条ただし書中「裁定」の下に「又は裁定をしない処分」を加える。 第七十四条の見出し中「補償金」を「補償金等」に改め、同条第三項中「又は前二項」を「第六十七条の二第四項若しくは前二項」に改め、「補償金の」の下に「供託又は同条第一項の規定による担保金の」を加え、「もより」を「最寄り」に改める。 第七十七条第一号中「同じ。」の下に「若しくは

信託による変更」を加える。

第七十八條第一項中「記載して」を「記載し、又は記録して」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「交付又は」を「交付」に改め、「閲覧」の下に「又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 著作権登録原簿は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四項において同じ。）をもつて調製することができる。

第八十六條第一項中「第三十條第一項」の下に「第三号を除く。次項において同じ。」を加え、「第三十一條を」第三十一條第一項に改め、「第三十七條第一項」の下に「及び第三項、第三十七條の二」を加え、「第四十六條並びに第四十七條」を「並びに第四十六條から第四十七條の二まで」に、「及び第四十二條第一項」を「第四十二條第一項及び第四十七條の二」に改め、同条第二項中「第三十一條第一号」を「第三十一條第一項第一号」に、「第四十一條、第四十二條又は第四十二條の二」を「第三十七條第三項、第三十七條の二本文

（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一條から第四十二條の二まで又は第四十七條の二に改める。

第八十八條第二項中「第二項」を「第三項」に、「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第四項、第八項及び第九項」に改める。

第九十五條第十二項中「第七項」を「第八項」に改める。

第九十五條の二第三項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二百三條において準用する第六十七條第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

三 第二百三條において準用する第六十七條の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物
第九十七條の二第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二百三條において準用する第六十七條第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

三 第二百三條において準用する第六十七條の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物
第二百二條第一項中「第三十七條第三項」の下に

「第三十七條の二第一号を除く。次項において同じ。」を加え、「第四十七條の三」を「第四十七條の四から第四十七條の八まで」に、「第四十七條の四」を「第四十七條の九」に、「第四十四條第二項中」を「同条第二項中」に改め、同条第二項中「第三十七條第三項又は」を「第三十七條第三項、第三十七條の二若しくは」に改め、「規定」の下に「又は次項若しくは第四項の規定」を加え、同条第七項第一号中「第三十一條第一号」を「第三十一條第一項第一号」に改め、「第三十七條第三項」の下に「第三十七條の二第二号」を加え、「又は第四十四條第一項若しくは第二項」を「第四十四條第一項若しくは第二項又は第四十七條の六」に改め、同条第三号中「第四十七條の三第一項」を「第四十七條の四第一項」に改め、同条第四号中「第四十七條の三第三項」を「第四十七條の四第三項又は第四十七條の五第三項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項に次の四号を加える。

七 第二項において準用する第四十七條の八の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を、当該実演等の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該実演等に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないうで使用する、当該実演等を利用した者
八 第三十三條の二第一項又は第三十七條第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音を公衆に提示した者
第九十六條第七項を同条第九項とし、同条第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

五 第一項において準用する第四十七條の五第一項若しくは第二項又は第四十七條の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等を利用した者
六 第一項において準用する第四十七條の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等の送信可能化を行つた者

3 第三十三條の二第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。
4 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七條第三項の政令で定めるものは、同項

官 報 (号 外)

の規定により視覚著作物を複製することができ
る場合には、同項の規定の適用を受けて作成さ
れた録音物において録音されている実演又は当
該録音物に係るレコードについて、複製し、又
は同項に定める目的のために、送信可能化を行
い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提
供することができる。

第二百二条の二中「同条第五項及び第六項」を「同
条第七項及び第八項」に改める。

第二百三条中「設定されている場合について」の下
に「第六十七條、第六十七條の二第一項ただし
書を除く」、第七十條(第三項及び第四項を除
く)、第七十一條から第七十三條まで並びに第七
十四條第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と
連絡することができない場合における実演、レ
コード、放送又は有線放送の利用について」を加
え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第百條の
四」との下に「第七十條第五項中「前項」とある
のは「第百三条において準用する第六十七條第一
項」とを加える。

第二百四條中「第二項」を「第三項」に、「第三項、
第七項及び第八項」を「第二項、第四項、第八項及
び第九項」に改める。

第二百十三條第一項第二号中「若しくは頒布」を
「頒布」に改め、「所持し」の下に「若しくは頒布
する旨の申出をし」を加え、同条第二項中「第四
十七條の二第一項」を「第四十七條の三第一項」に改

める。

第二百二一条の二中「又はその」を「その」に、
「所持した」を「所持し」、又はその複製物を頒布す
る旨の申出をした」に、「又は所持」を「所持又は
申出」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から
施行する。ただし、第七十條第二項、第七十八
條、第八十八條第二項及び第百四條の改正規定
並びに附則第六條の規定は、公布の日から起算
して二年を超えない範囲内において政令で定め
る日から施行する。

(視覚障害者のための録音物の使用についての
経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前の著作権法(以下「旧法」という。)第三十七條
第三項(旧法第百二條第一項において準用する
場合を含む。)の規定の適用を受けて作成された
録音物(この法律による改正後の著作権法(以下
「新法」という。)第三十七條第三項(新法第百二
條第一項において準用する場合を含む。)の規定
により複製し、又は自動公衆送信(送信可能化
を含む。)を行うことができる著作物、実演、レ
コード、放送又は有線放送に係るものを除く。)の
使用については、新法第三十七條第三項及び
第四十七條の九(これらの規定を新法第百二條

第一項において準用する場合を含む。)の規定に
かわらず、なお従前の例による。

(裁定による著作物の利用等についての経過措
置)

第三条 新法第六十七條及び第六十七條の二(こ
れらの規定を新法第百三条において準用する場
合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後
に新法第六十七條第一項(新法第百三条におい
て準用する場合を含む。)の裁定の申請をした者
について適用し、この法律の施行の日前に旧法
第六十七條第一項の裁定の申請をした者につい
ては、なお従前の例による。

(商業用レコードの複製物の頒布の申出につい
ての経過措置)

第四条 新法第百二一条の二の規定は、著作権
法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十
三号)附則第五項又は著作権法及び万国著作権
条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律
の一部を改正する法律(平成六年法律第百十二
号)附則第六項の規定によりその頒布又は頒布
の目的をもつてする所持について同条の規定を
適用しないこととされる商業用レコードを頒布
する旨の申出をする行為であつて、この法律の
施行後に行われるものについては、適用しな
い。
(罰則についての経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関す
る法律の一部改正)

第六条 プログラムの著作物に係る登録の特例に
関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一
部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「プログラム登録の」を「プログラムの
著作物に係る著作権法第七十五條第一項、第
七十六條第一項、第七十六條の二第一項又は
第七十七條の登録(以下「プログラム登録」とい
う。)」に改める。

第五条第一項中「第二条第二項又は」を削り、
「第七十八條第三項」を「第七十八條第四項」に改
め、同条第四項中「第二条第二項」を削り、「第
七十八條第一項から第三項まで」を「第七十八條
第一項、第三項及び第四項」に、「同法第七十八
條第二項」を「同条第三項」に、「行なつた」を「行
つた」に改める。

第九条中「第七十八條第二項」を「第七十八條
第三項」に改める。

第二十六條及び第二十七條中「第二条第三項
若しくは」を削り、「第七十八條第四項」を「第七
十八條第五項」に改める。

投票者氏名
日程第一 中小企業者及び中堅事業者等に対する
資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合
中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆議院提
出)

賛成者氏名

二二二名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
一川 保夫君 犬塚 直史君
岩本 司君 植松恵美子君
梅村 聡君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 尚子君 大石 正光君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 神本美恵子君
亀井亜紀子君 亀井 郁夫君
川合 孝典君 川上 義博君
川崎 稔君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小林 正夫君
行田 邦子君 奥石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
佐藤 泰介君 櫻井 充君

自見庄三郎君 芝 博一君
島田智哉子君 下田 敦子君
主濱 了君 榎葉賀津也君
鈴木 寛君 鈴木 陽悦君
田中 康夫君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
武内 則男君 谷 博之君
谷岡 郁子君 千葉 景子君
シラミアルテ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 外山 斎君
徳永 久志君 轟木 利治君
富岡由紀夫君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 中谷 智司君
中村 哲治君 長浜 博行君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
長谷川憲正君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 広田 一君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 良信君 舟山 康江君
前川 清成君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松岡 徹君

松野 信夫君 円より子君
水戸 将史君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 室井 邦彦君
森 ゆうこ君 森田 高君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舫君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
秋元 司君 浅野 勝人君
石井 準一君 石井みどり君
泉 信也君 磯崎 陽輔君
市川 一朗君 岩城 光英君
岩永 浩美君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 岡田 直樹君
岡田 広君 荻原 健司君
加治屋義人君 加納 時男君
神取 忍君 川口 順子君
河合 常則君 木村 仁君
岸 宏一君 岸 信夫君
北川イツセイ君 小池 正勝君
小泉 昭男君 佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
椎名 一保君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
谷川 秀善君 塚田 一郎君

鶴保 庸介君 中川 雅治君
中川 義雄君 中村 博彦君
中山 恭子君 二之湯 智君
西島 英利君 西田 昌司君
野村 哲郎君 南野知恵子君
長谷川大紋君 林 芳正君
藤井 孝男君 古川 俊治君
松田 岩夫君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
森 まさこ君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 吉村剛太郎君
義家 弘介君 若林 正俊君
脇 雅史君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 浮島とも子君
加藤 修一君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
澤 雄二君 白浜 一良君
谷合 正明君 西田 実仁君
浜田 昌良君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 松 あきら君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 博司君

神取	河合	岸	北川	小泉	佐藤	椎名	鈴木	関口	谷川	鶴保	中川	中山	西島	野村	長谷川	藤井	松田	松村	丸川	水落	森	山内	山田	山本	吉田	義家
忍君	常則君	宏一君	イツセイ君	昭男君	信秋君	一保君	政二君	昌一君	秀善君	庸介君	義雄君	恭子君	英利君	哲郎君	大紋君	孝男君	岩夫君	龍二君	珠代君	敏栄君	まさこ君	俊夫君	俊男君	一太君	博美君	弘介君
川口	木村	岸	小池	佐藤	佐藤	末松	世耕	伊達	塚田	中川	中村	二之湯	西田	南野	林	古川	松村	松山	丸山	溝手	矢野	山崎	山谷	山本	吉村	若林
順子君	仁君	信夫君	正勝君	昭郎君	正久君	信介君	弘成君	忠一君	一郎君	雅治君	博彦君	智君	昌司君	知恵子君	芳正君	俊治君	祥史君	政司君	和也君	顕正君	哲朗君	正昭君	えり子君	順三君	剛太郎君	正俊君

官 報 (号 外)

反対者氏名

○名

脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	荒井 広幸君
大江 康弘君	松下 新平君
渡辺 秀央君	川田 龍平君
山東 昭子君	田中 直紀君

官報 号外

平成二十一年六月十二日

○第七十一回 参議院会議録第二十九号（その二）

（本号（その一）参照）

調査報告書

少子高齢化・共生社会に関する調査
右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成二十一年六月十日

少子高齢化・共生社会に関する調査会長
田名部匡省

参議院議長 江田 五月殿

少子高齢化・共生社会に関する調査報告
（中間報告）

目次

第一 調査会の調査の経過

第二 調査会の調査の概要

一 地域コミュニティの再生

1 参考人からの意見聴取及び主な質疑

2 調査会委員間の自由討議

二 派遣委員の報告

第三 地域コミュニティの再生についての提言

第一 調査会の調査の経過

参議院少子高齢化・共生社会に関する調査会は、少子高齢化・共生社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第百六十八回国会（臨時

会）の平成十九年十月五日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、調査会設置後の理事懇談会において協議を重ねた結果、「コミュニティの再生」とすることとした。

このテーマの下、調査の一年目においては、コミュニティの再生について幅広い議論を行い、つ、「外国人との共生」を調査事項として取り上げて調査を行い、平成二十年六月四日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の二年目においては、理事懇談会において協議を行った結果、「地域コミュニティの再生」を調査事項として取り上げ、調査を行うこととした。

第百七十一回国会（常会）においては、平成二十一年二月十八日、地域の現状及び取組について、株式会社日本政策投資銀行地域振興部参事役藻谷浩介君、長野県栄村長島田茂樹君及び株式会社小川の庄代表取締役権田辰夫君を、二月二十五日、都市におけるコミュニティの問題点について、淑徳大学総合福祉学部教授川上昌子君、尾道市医師会会長・岡山大学医学部臨床教授片山壽君及び特定非営利活動法人福祉亭理事長元山隆君を、四月八日、地域コミュニティの活性化と経済的自立について、江戸川大学社会学部ライフデザイン学科

教授鈴木輝隆君、民俗研究家・「鳴子の米プロジェクト」総合プロデューサー結城登美雄君、陽気な母さんの店主の会副会長石垣一子君及び由布院温泉観光協会会長・株式会社玉の湯代表取締役社長桑野和泉君を参考人として招き、意見を聴いた後、質疑を行った。

また、少子高齢化・共生社会に関する実情調査のため、平成二十一年二月二十三日及び二十四日の二日間、滋賀県に委員派遣を行った。

さらに、平成二十一年四月十五日、中間報告の取りまとめに向けて調査会委員間の自由討議を行った。この自由討議においては、地域の多様性に着目した地域振興策の策定、高齢者の生きがいの創出と居場所づくりの必要性、在宅医療促進のための環境整備、地産地消の促進策、農村女性の経済的自立、地域ブランド育成の重要性等が指摘された。

以上のような参考人からの意見聴取・質疑、委員派遣、調査会委員間の自由討議における議論を踏まえ、理事懇談会において協議を行った結果、コミュニティの再生のうち、地域コミュニティの再生についての当面する課題について意見を集約し、四つの柱から成る十八項目の提言を取りまとめた。

第二 調査会の調査の概要

一 地域コミュニティの再生

1 参考人からの意見聴取及び主な質疑
地域コミュニティの再生のうち、平成二十一年二月十八日、地域の現状及び取組について、二月二十五日、都市におけるコミュニティの問題点について、四月八日、地域コミュニティの活性化と

経済的自立について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その概要は次のとおりである。

（平成二十一年二月十八日）

株式会社日本政策投資銀行地域振興部参事役 藻谷 浩介君

第一次石油ショック後の昭和五十年当時、我が国で一番人口が多い年齢層は、二十五歳から二十九歳の団塊世代であり、団塊ジュニアは〇歳から四歳であった。明治以降、昭和二十四年まで出生数がほぼ一貫して増加し続けており、五十年当時は七十歳以上の者が少なく、二十歳代と乳幼児が多い国であった。団塊世代が年を取るとともに、クーラー、マイカー等を手に入れていき、また団塊ジュニアもゲーム等のマーケットの担い手となった。現在、若い世代が減少するとともに、スキ、修学旅行等のマーケットも縮小しており、我が国においては景気とは関係なく、年齢別人口構成の変化が経済を動かしている例が多く認められる。

近年、中高年者が急速に増加しており、八十歳代もこの三十年間で人口規模を大きく拡大してきた。過去三年間は、団塊世代が退職期にさしかかり、我が国が大きな曲がり角を迎えた時期であった。現在、国内で物が売れないのは、世界同時不況の影響のみならず、退職して収入が減少する者が多く生じたからである。石油ショック時から平成八年まで一度も減少することのなかった我が国の小売販売額は、生産年齢人口の減少と共に、九年以降、十二年連続で減少している。

地域振興とコミュニティ再生に当たっては、若年者が減少する一方で高齢者が増加することが最

大の問題である。これは、地方のみならず、団塊世代が多い都市部の問題でもある。高齢者の社会参加等長期にわたり高齢化対策に取り組んできた地方の先行モデルを学ばずして、高齢者が今後激増する首都圏等是对策を講じ得ない。

高齢者に売れる商品を販売している企業の中には不況下でも増収増益となっている例がある。地域コミュニティを見ても、輸出産業中心ではなく、国内の高齢者を対象に主な経済活動を行っている地域に人口が流入している。伊東、軽井沢、草津等、中高年者の消費が行われる温泉地・リゾート地や地域振興に成功した海士町等がその例である。一部富裕層や中流の高齢者が持つお金を、地元産品の通販等により呼び込み、地域の雇用増加と人口増加に結び付けている事例が、少数ながら二十一世紀に入り生じている。

長野県栄村長 島田 茂樹君

栄村は、平成二十一年二月一日現在、人口約二千三百八十人、高齢化率四五％である。寝たきり高齢者、特別養護老人ホーム等への入所者は少なく、村の月額介護保険料は県内で最も低額である。特別養護老人ホーム、消防、ごみ処理等の業務は、複数の広域行政組織に加入して対応している。

村独自の施策としては、田直し事業と道直し事業がある。田直し事業は、水田の維持と荒廃の抑制を目指し、棚田地域において耕作機械を使いやすいよう区画整理を行うものであり、補助事業等として行う場合には一反歩(約一〇アール)当たり百万円を要する事業を、本事業により四十万円程度で行うことが可能である。道直し事業は、冬季

に地区内道の交通確保のため小型除雪機が使えるよう、道路の幅員を三・五メートル以上にすることの工事を村と住民が協働して少ない費用で行う事業である。

有名になった「げたばきヘルパー」は、げたを履いても隣近所へすぐ行けるということから名付けられた。村でヘルパーを養成し、点在する集落で二十四時間ヘルパーが駆け付け、安否確認と介護ができる体制を構築している。現在、訪問介護の対象世帯数が十五程度のため、主な活動内容は「デイスサービス等」となっている。平成二十年四月一日現在、ヘルパーの登録者は百十四人であるが、実働人員は少なく、かなり高齢の者も従事しているのが現状である。

栄村は日本有数の豪雪地帯であり、単身世帯や高齢者世帯等、独力では屋根の雪下ろしができない約百七十戸を対象に、村の非常勤職員が除雪作業を行う雪害対策救助員制度を実施している。被救助世帯が生活保護世帯である場合には無料とし、その他の世帯についての負担割合は、世帯ごとの経済事情を勘案している。このほか「道路み支援」として、玄関から道路までの道を付ける支援に対して予算を付けている。

なお、平成十九年四月には運行維持が困難となった村営バス及び民間の委託バスに代え、乗合方式で戸口から戸口まで乗客を送迎するデマンド交通システムを導入し、村内一律三百円で利用できるバスを運行している。

株式会社小川の庄代表取締役 権田 辰夫君

長野県小川村は県内有数の少子高齢化が進んだ村である。主業の養蚕が衰退気味になり、現金収

入源である土木作業も減少したため、村民有志で相談の結果、郷土食であるおやきを世に出そうとの結論に達し、村・農協・村民の協力を得て、昭和六十一年五月、株式会社小川の庄が設立された。

小川の庄は、次の三つの基本構想に沿って事業を進めてきた。第一は、変則的第三セクター方式である。行政に資金を求めると自由な発想や行動が制限される懸念があるため、行政からは道路等の基盤整備支援を受けている。農協からは原材料の調達を受けるようにし、作業場は農協の遊休施設を利用してある。第二は、一集落一品づくりである。高齢者が生涯現役で生きがいを持つて働けることを重視し、集落ごとに高齢者が歩いて畑に行くような感覚で通える範囲に工房を設けている。第三は、定年なしである。設立当初は六十歳入社、七十八歳定年であったが、平成八年に入社年齢や定年を廃止した。高齢者がいることで社風が引き締まり、二十歳代から八十四歳の最高齢者までが同居する非常に良好な環境が整っている。

おやきは信州の郷土食であり、かつては水田が少ない地域の日常食として、また、今でも行事食として作られる。おやき産業は五十億円規模と推計されており、製造・販売を行う県内の店舗数は四百から五百と言われ、製造の約一五％を小川の庄が占めている。平成元年にジャパン・エクスポートという米国ロサンゼルスにおける国際見本市への参加が話題となったことを契機に、小川の庄の業績は急上昇し、おやきの年間生産量の目標である六百五十万個が達成された。

現在、小川の庄は、製造等を行う社員八十八人、おやきの具になる野菜、山菜類の生産者三百

八十人等、五百人以上の村民の力によって支えられている。生涯現役のためには、高齢者が会社の役に立っているとの自覚を持てる環境を整え、自分の意見や経験をいかせる場所をつくることが最も重要である。小川の庄は、村に企業をつくりたい、村に暮らす人々が生涯現役で働ける場を提供したいと営業を続けてきた。今後十年、二十年と続けていける企業であるために、高齢者、若者共々努力していきたい。

このような参考人の意見を踏まえ、質疑を行った。その概要は次のとおりである。

① 高齢化を迎え日本経済を支えるだけの需要を維持していくためには、生前贈与による高齢者から若年者への資産移転の促進のほか、高齢者の消費を増やす工夫が必要であるが、それだけでは限界がある。これに加え、内需拡大のためには、若年者・女性の賃金水準を上げ、消費の増加・企業売上げの増加・賃金の上昇という好循環をつくる必要がある。

② 過疎地域においては、自治体財政の地方交付税への依存度が高いなど厳しい状況に置かれていることから、平成二十一年度末に失効する過疎地域自立促進特別措置法の継続等が求められる。

③ 人口流入があるなど元気な地域の共通点としては、生活文化等その土地にしかないものを活用していること、高度経済成長期の大量生産・大量消費的な思考に支配されていないこと、旧来の地域の枠組みや制約を超えて活動していることが挙げられる。

④ 高齢者の多い農山村が地域外との人的交流を増やし、生涯現役で働くことができる雇用を創出するためには、耕作放棄地や森林の再生等を、仕事としては余暇活動と位置付け、外部からの来村者を呼び込むことが望ましい。そのことが村民と外部との交流にもつながっていく。

⑤ 我が国社会の課題である消費者不足に対応し、団塊世代や高齢者の消費を増やすため、都市部・地方における取組において参考となる事例としては、イターンで人口を増やしている海士町の「サザエカレー」、上勝町の「つまもの」等の商品開発や、多摩ニュータウンにおける種々の取組が挙げられる。

⑥ 都会でも入手可能な商品を提供するのではなく、生産地に行かなければ入手できないという仕組みをつくるのが、過疎の村が生きていく上で大切である。また、安定供給を目指すのではなく、季節限定による商品供給の重要性を理解することも必要である。

⑦ 地域ブランドづくり、地域産業の育成支援においては、国が地域における優良な取組を顕彰して全国に紹介することが効果的である。また、地域振興の取組に際しては、地域において事業を立ち上げて輸出にも成功した者をコンサルタントとして招へいすること等が求められる。

⑧ 高齢者の生きがい対策としてコミュニティを広げていくことが重要であるが、雇用とのバランスも考慮する必要がある。高齢者が農業、福祉活動、ボランティア等を通じ社会から評価されつつ、少額でも現金収入を得るためにも、各地に小さい仕事を確保することが必要である。

⑨ 長野県は降雪地帯とそうでない地域との間に格差があり、対策が求められる。他方、栄村においては雪を利用して「雪萌え山菜」という商品を販売しており、高齢者の生きがいにもなっている。

⑩ 栄村は、高齢者だけでは村の存続が将来難しくなると考え、若年者の定着を目指し村営住宅を建設しており、入居率も高い。

⑪ 介護サービスが必要とする高齢者が比較的に少ない栄村においても、特別養護老人ホームの増設が検討されている。また、現在四五％の高齢化率が今後更に上昇し、げたばきヘルパーの高齢化も懸念される。

⑫ 地域活性化の観点からは、少子高齢化の問題に対していまだ危機感に乏しい地方公共団体が存在することは問題であり、より一層の危機感を持つ必要がある。

⑬ 女性の就業率が高い県の方が出生率が高いことを示す統計があるほか、専業主婦の三分の一が就業すれば団塊世代の退職による就業者の減少を補えると考えられることから、企業の意識を喚起するとともに、国による女性就業の一層の促進が求められる。

⑭ 我が国の出生数が少ない原因として若年者の収入不足が挙げられる。出生数を増やすためには、家族手当等子どもの数に応じた一層の支援が必要であり、少子化対策を福祉政策ではなく消費促進策としてとらえ直すことが必要である。

(平成二十一年二月二十五日)

淑徳大学総合福祉学部教授 川上 昌子君
都市の高齢者の状況について、平成二二ごろと現在とを比較すると、以下のような相違が認められる。

昭和六十一年から平成二二にかけて習志野市で行った調査においては、年収が百七十九万円以下であるが、自分名義ないし子ども名義の持家があり家族と同居している層が最も多く、全体の四八％を占め、同居によって経済的な面、介護の面で支えられているという傾向が認められた。世帯類型を見ると、夫婦のみの世帯は加齢に伴い減少していくが、単身世帯は二二ごろには一割程度であり、また、七十五歳以上の高齢者は過半数が既婚者と同居していた。家族が可能な範囲での介護を行う傾向が強く、病院や施設に入る時点では日常生活動作(ADL)が低下している例が多かった。

それに対し、平成十七年の国勢調査によると、高齢者が既婚者と同居している世帯が顕著に減少し、高齢者のみの世帯等が五〇・三％となっている。七十五歳以上の高齢単身者と既婚者の同居世帯は二一・四％、東京都では一一・九％にすぎず、子どもを頼りとすることができなくなっている。世帯類型を十二年の国勢調査で見ると、夫婦のみの世帯が加齢に伴い減少する一方で、高齢単身者と既婚者の同居率は八十歳以上で多くなっており、介護が必要になってから同居する傾向がある。単に高齢者人口が増えたということではなく、高齢者を取り巻く家族の形態が変化している。

家族の中で介護できず、社会的介護を必要とする高齢者数が増加している。従来、介護は家族機能として担われてきたが、社会化を考慮する必要がある。高齢者のみ世帯の自立が必要であるが、身辺自立のみならず生活全面における自立が求められており、そのような状況の変化に地域社会がどのようにかわれるかが問われている。平成十七年に行われた「港区におけるひとり暮らし高齢者の生活実態と社会的孤立に関する調査」においては、①高齢単身者の生活は苦しく、不安を抱えている者が多い、②頼りにしているのは別居している親族や子どもであり、地域住民間のつながりは薄いことが指摘されている。

尾道市医師会会長・岡山大学医学部臨床教授 片山 壽君
地域コミュニティの再生は医療抜きには考えられない。医療が動けば地域が動くという考えに基づき、高齢化に対応する地域医療のモデルを転換した結果が尾道市の「新・地域ケア」である。

尾道市は、都市部に加え、中山間地域から島しょ部までを含んでおり、高齢化率は約三〇％である。高齢化は全国平均より十年先行していると言われており、医師会として地域医療の整備を行っている。これが尾道市医師会方式と言われている医療モデルである。

尾道市医師会方式においては、医療と介護はケアマネジメントでつながっており、急性期・回復期・生活期の全領域に対応している。在宅医療においては、開業医が多職種協働によりチーム医療を行うとともに、ケアカンファレンス等を実施している。

我が国の死亡数は、平成五十年ごろにピークを

迎えるが、その三分の一はがんによるものである。病院のみならず、開業医あるいは地域医療連携による在宅緩和ケアの推進が必要である。在宅療養の最終段階がエンド・オブ・ライフ・ケアであり、自宅で最期を迎えたいという人の希望をかなえるためには、個々の在宅主治医がチームを持ち、また、急性期病院がタイミングを外さず退院させるという連携がなければ実現は難しい。

尾道市においても医師不足は深刻であり、尾道市立市民病院の夜間救急診療所の日当直の実施が困難になってきた。これに対し開業医の有志が日当直として応援し、またそれとは別に尾道市医師会においては日曜休日当番医として、内科系、外科系、小児科系の三系統で対応している。これらは、市内の三つの急性期病院が救急蘇生を行うのみならず近隣の開業医同士がサブシステムとして互助する「救急蘇生委員会」を平成三年に設置して以来の連携の成果である。勤務医と開業医は、地域医療を最高レベルに創造するチームメートである。

尾道市医師会は、平成十九年に保健文化賞を受賞したが、受賞理由にあるように、在宅医療を推進して開業医と急性期病院との連携を図り、民生委員や社会福祉協議会等と協働し、医療と介護を包括的に提供する体制を整備している。これらが連携して一つのマネジメント機能を持たなくては、コミュニティケアとして成立しない。多職種協働が新・地域ケアの本質である。また、尾道市においては、十年より、高齢者支援モデルを母子支援モデルに適用した子育て支援のエンゼルプロジェクトを行っている。

特定非営利活動法人福祉亭理事長 元山 隆君
多摩ニュータウンは都心から三〇キロ圏にあり、昭和四十年ごろから開発され、平成十七年に開発を終了している。二十年十月現在の人口は約二十一万二人であり、うち多摩市民が約九万八千人となっている。

福祉亭が位置する諏訪・永山地区は、昭和四十六年より多摩ニュータウンで最初に入居が行われ、狭小な二DK、三DKの住宅が大量に供給された地区である。当時の入居者の大半は子どもを連れて入居し、子どもを通じたコミュニティが形成されていった。その後四十年近くが経過し、子どものほとんどが親元を離れ、残されたのは老夫婦あるいは一人暮らしとなっている。

多摩市の高齢化率は一九％、諏訪・永山地区では二三％であるが、今後団塊世代の高齢化に伴い、極端に高齢化率が高くなる。一人暮らしの高齢者は、諏訪・永山地区で一千五百三十五人、多摩市全体の四分の一を占めており、その三分の二は女性である。

福祉亭が生まれたきっかけは、東京都の「いきいき事業」を立ち上げるために多摩市の呼びかけで平成十二年に始まった懇談会であり、十三年に多摩市高齢者社会参加拡大事業運営協議会・高事協が設立された。高事協には文化部和福祉部があり、後者が福祉亭に発展した。いきいき事業の補助金を十三年度から三年間受け、それを基に福祉亭が開業した。

「広がれ、広がれ、笑顔の輪」が福祉亭の基本コンセプトであり、十時から十八時まで営業している。福祉亭の主な業務は高齢者の居場所づくりであり、定食の提供や利用者の話し相手等、すべて

ボランティアで運営しているが、ボランティアも高齢化している。平成二十年の実績では、ボランティアの登録人数は約七十人、稼働時間は延べ約六千時間であるが、そのうち四千六百時間が主要メンバー五人によるものである。福祉亭においては、囲碁や将棋のほか、いきいき事業として唱歌・健康体操等の講座を開催し、高齢者の活性化に役立てている。また、近隣の大学の学生等も活動に参加している。

福祉亭の運営は、NPO福祉亭のほか、生活サポート隊が月に四、五回、精神障害者共同作業所である若人塾が月に二回、参画している。生活サポート隊は、介護保険対象者となる前の段階の高齢者の在宅支援事業や子育て支援事業を行う有償ボランティアによる任意団体である。そのほか福祉亭は、一人暮らしの高齢者のための生活便利帳「おそばに置いて」の作成や、引きこもりがちな高齢者に対するコミュニケーションのきっかけづくりとして、絵手紙の配付等の活動を行っている。

活動を通じて見えてきた問題としては、①単身高齢者や外国人の増加に伴う地域のきずなのぜい弱化、②ボランティアのモチベーション維持と新規ボランティアの開拓、③孤独死の防止等に向けたセーフティネット構築の難しさが挙げられる。

このような参考人の意見を踏まえ、質疑を行った。その概要は次のとおりである。

① 介護保険の利用者の増加等の一方、財政の健全化を目的とする社会保障費の毎年度二千二百億円削減等により、老人福祉の対象となる者が一部除外されているという問題がある。将来予想される国民負担の増加が社会

保障経費の確保につながる必要がある。

② 高齢者の生活の社会的な保障に当たっては、身辺自立のみならず、年金や家賃の問題も含めた生活自立の観点が必要である。かつては地方公共団体の老人福祉担当部署が地域全体の高齢者の状況を把握していたが、介護保険制度導入後の地域包括支援センターに十分その機能が移っていないことが問題点として挙げられる。

③ 医師不足と勤務医の疲弊が問題化しているが、地域により勤務医と開業医との連携状況に差があるのが現状である。病院主治医と開業医が電子カルテを共有し、開業医が患者の経過をみるなど病院に入っていくことが望ましい。

④ 開業医の活用により、急性期病院の機能を急性期疾患に特化するための施策が必要である。患者本位の視点に基づく在宅医療を一方の主流としてとらえる医療制度ができれば、急性期の医療のみを急性期病院で行うことが可能となる。また国民にも、自分に必要な医療のレベルを踏まえた適切な受診行動が求められる。

⑤ 地域における医療と介護の連携に当たりケアマネジャーが果たす役割は大きい。病院難民、介護難民と言われる人々の多くは、主治医とケアマネジャーが連携しないことにより生じる「連携難民」であることから、各地域における個別の対応が求められる。

⑥ 認知症は、単なる一精神疾患ではなく多様な疾病群であることを認識する必要がある。

また、家族による虐待の問題があること、患者数は予備軍を含めると八百万人以上に達する国民病とも言われることから、適切な治療と施策が求められる。

⑦ 高齢者総合評価(CGA)の考えに基づき、高齢者政策が進展している北欧諸国と比較し、我が国の老年医学における精神機能評価は後れをとっているのが現状であり、認知症が病気であると認識されたのも近年になってからである。

⑧ 在宅医療に当たっては長期継続的な介護が必要な場合があり、病状に応じたサポート体制がケアカンファレンスの重要な議題となる。患者の家族に対するケアについては、介護者に休んでもらうレスパイトケアのみならず、安心して介護を行える環境づくりが重要であり、そのために多職種協働の支援型医療が必要となる。

⑨ 医療・保健・福祉による包括ケアが尾道市において実践されている背景としては、救急蘇生委員会等医療を土台として、訪問看護ステーション、老健施設、訪問介護ステーション、ケアマネジメントセンター等を九〇年代に整備し、多職種連携を進めてきたことが挙げられる。

⑩ 尾道市で実践されている医療を国レベルで実現するためには、多職種が連携することに診療報酬がつく「システム報酬」の導入等、多職種連携を誘導する政策が求められる。

⑪ 家族間の相互扶助の減少等、日本の家族像が変わってきた背景としては、介護に対する意識の変化、長時間労働により子世代が親の

住居と離れた都心部等に居住する傾向があること等が挙げられる。

⑫ 職場中心に生きてきた者が、退職後に友達づくりのスキルを身に付け、地域コミュニティに参加するのは困難な面もある。講座やイベントを通じた呼び掛け等が行われているが、そのような場に出て来ない者への働きかけは難しいのが現状である。

⑬ 高齢化が進展し、単身世帯が増加する都市部において、福祉亭のようなNPO、自治会、社会福祉協議会等様々な主体が連携していくためには、市町村の関与が重要である。多摩ニュータウンの整備は公団・都の主導で進められてきたが、多摩市における自治基本条例の制定等、市民主体の意識が醸成されつつあり、それを下支える行政の姿勢が求められている。

⑭ 多摩ニュータウンにおける各種団体との連携や外部人材の活用については、民生委員、地域包括支援センターの職員等が福祉亭の運営や相談業務に参加している事例がある。

⑮ 老朽化が進んだニュータウンの建て替えに当たっては、今まであったコミュニティが崩壊することに対するケアも必要である。

⑯ 老後の生活において住宅の問題は重要であり、持家か賃貸かで負担が大きく異なる。特に高齢単身者においては賃貸住宅に居住している者も多く、優先的に住宅を保障し、賃貸料も低廉にする施策が必要である。また、古い集合住宅においては、四、五階に住む高齢者を低層階に移すことが望ましい。

⑰ 年金に加え何らかの住宅手当があれば比較

的生活に余裕が持てる高齢者が多く存在すると考えられる。また、生活保護における住宅扶助には上限が設けられているのが現状である。住宅扶助単給が導入されない背景には財政上の問題があるものと推測されるが、その導入により生活保護制度はかなり合理的なものとなることが期待される。

(平成二十一年四月八日)

江戸川大学社会学部ライフデザイン学科教授 鈴木 輝隆君

我が国の地域づくりは、第二ステージに入っている。

市町村合併の結果、行政が身近ではなくなった地域が増えてきている。また、財源の減少で行政の運営が厳しくなっており、少子化によって若年者がいなくなっている。さらに、社会の急激な高齢化とグローバル化が地域の雇用を減らし、様々な問題が起きている。

時代への対応が遅れ、立ち行かない地域が多い上、一部の地域が良い施策を行っても、模倣する地域が多くなり、全国が均質化している。それは、地域が自分で考えず国の政策に追従していたことの現れであるが、平成の大合併を境にして変化が起こっている。地域を担う主体として、行政のみならず新しい住民が出てきており、住民がネットワークをつくりながら工夫する動きが生まれている。国・県、市町村、コミュニティの関係の再考が必要となっている。

その一例として、長野県大町市的美麻地区(旧美麻村)が挙げられる。同地区は、山村留学や市民農園を通じ、外部から移住した新住民が多く、

大町市への編入合併の際にも、同地区独自の取組を住民自治で続けたいとの機運が生じ、新旧の住民が一緒に話し合っており地域のことを決めるシステムが新たに作られた。地域協議会がうまく機能していない例が多い中、同地区においては、住民がお金も出し、自分たちのことを自分たちで決められる仕組みをつくっている。

行政の役割として、地域で頑張っている人を褒めることには大きな意味がある。地域で生産や購入を行うことにより、風景、技術、人、文化を残すことが地域ブランドをつくることになる。住民が、地域のことを知らないということを意識し、課題を見付け、前向きに解決していることが大切であり、そのようなコミュニティは元気である。

地域にあるものをいかして優れたデザインとすることがローカルデザインである。日本の風景の美は、余計なものを取って簡素化した美しさである。

フードマイレージ減税や地産地消減税の実施は、地域の自給自足率の向上、環境保全、特産品開発、食文化等の伝承につながる。また、後継者育成、生産者の意欲向上を可能とし、今後のグローバル化への対抗手段となり得る。

民俗研究家・「鳴子の米プロジェクト」総合プロデューサー 結城 登美雄君

農村をベースにした地域再生の事例が、宮城県「鳴子の米プロジェクト」である。鳴子は温泉地であり、地元の人々も農業をほとんど意識していない地域であったが、現在は多くの人から米作りが注目を集めている。同プロジェクトの背景としては、①国の政策が一定面積以上の農地を有する

認定農業者、集落営農組織を支援する「品目横断的経営安定対策」に変わったこと、②担い手が減少し、高齢化していること、③消費者が食品に対する不信感と食料に対する漠たる不安を抱えていることが挙げられる。水田ごとに利害や土質等の事情は異なり、集落営農による大規模農業化が農村のコミュニティを壊している面がある。

一般的な言葉としての「食料自給率」には実態がなく、食べ物を生み出す力である「食料自給力」が重要である。これは、食べる人を分母、作る人を分子に分けたものであり、現在二・六％の食料自給力は、十年後には約一・二％になると予測している。農業従事者の約四五％が七十歳以上である。米作り農家の時給は低い水準にあり、米作りをいつやめてもおかしくない状況にある。

大部分が小規模である鳴子の農家が、地域が支えていく農業(CSA)として平成十八年度から始めたのが、鳴子の米プロジェクトである。低価格に苦しむ農業を超えるための一歩として、十八年当時一俵一万三千円だった米の生産者価格を五年間一万八千円に保証し、一俵二万四千円で販売している。

寒冷地でもおいしく育つ適地適作の品種を導入して順次規模を拡大し、三年目の平成二十年度は一〇ヘクタール分の七百俵の米を完売しており、二十一年度は三〇ヘクタール、二千百俵、二千百人分の生産を目指している。

他者と何かを分かち合うことによって生まれるものがコミュニティである。自分たちを支える食べ物について確認できる近さを持つのが地域である。米作りを通して、食べ物を育ててくれる自然環境等に向き合い、物が持つ心や、それを支える

人のことを見失わないようにしている。コミュニティは恒産なくして恒心なしであり、食べ物を作る仕事を続けられるようにすることが重要である。

陽気な母さんの店友の会副会長 石垣 一子君
秋田県大館市は、北部が青森県に接し、耕地面積の九〇％を水田が占めている。

農産物直売所である陽気な母さんの店は、平成十三年にオープンし、二十年度は約一億八千六百万円の販売実績があり、順調に販売額を伸ばしている。

設立のきっかけは、県単事業の「いきいきむらづくり事業」を導入したことである。農業所得が伸びない状況の中で、農村女性として自分たちででき、実益を伴い、やりがいがある事業を模索し、直売活動を開始した。農村女性の生き方として魅力的な面を見せ、農業の魅力を発信していかねば、若い担い手を確保できないという思いもあった。直売活動への参加は、直接農家に所得をもたらす満足感や消費者と生産者との間の新しい関係をもちた。通年の活動のためには、冬期間の農業生産を上げる必要があったが、これに対しては県の農業改良普及センターの応援があった。

市が公的事業の導入に積極的になったところ、周辺で直売所を営む農業経営者から市役所に反対陳情が出されたため、直売施設をリースする形でオープンすることになった。契約内容はリース料月四十二万円、期間十五年であり、支払は会員の出資金と売上手数料からという形でスタートした。

直売所の運営は、出資者を構成員とする陽気な母さんの店友の会会員八十八人が行い、①消費者ニーズの追求、②高付加価値化の追求、③地域食文化の発信、④地域との連携を基本方針としている。全員参加型の経営を特徴とし、会員による持ち回り当番制を取り、毎日三、四人が商品管理等に当たっている。

活動内容は、①安全・安心な農産物及び加工品の販売、②食堂での地産メニューの提供、③学校給食への食料提供、④体験交流受入れ等である。地域とのきずなを大切にした地域密着型の活動を信条としており、学校、福祉施設、商店街等と連携した活動を進めている。学校給食への食料提供では、七校分三千五百食を担当しており、体験交流には、多彩なメニューを先駆けて構築し、積極的に児童や修学旅行生の受入れを行ってきた。

友の会の課題の第一は、組織の基盤強化である。会員が高齢化しているため、将来とも力強く発展できる経営体の再構築を目指していかなければならない。第二は、経営の充実である。役員が頑張れる報酬を考えていかなければならないが、当面は、会員の当番に対する日当支払を充実させていきたい。

また、体験交流受入れは、地域資源である地元温泉施設との連携を考えており、地域の活性化対策や子どもの豊かな育ちを助けるなど、多くの可能性を秘めている分野である。受入側としてのシステムづくり等に努力したい。

由布院温泉観光協会会長・株式会社玉の湯代表取締役社長 桑野 和泉君
現在由布市の一部となっている由布院温泉には

約一万人の人口があり、年間四百万人の人が訪れる。温泉街はなく、どこでも温泉が出るという特徴を最大限いかすことを大事にしている。健康を重視した滞在型保養温泉地が由布院の生きる道であり、観光や地域づくりをする上でも農村との関係は不可欠である。

昭和四十年代後半から、自分たちが誇りを持てる地域づくり、小規模点在の地域との共生のある町づくりに動いてきた。由布院においては、交流人口が増えていくに従い、都市部から距離があるにもかかわらず、定住人口は余り減らずにいる。これは観光交流の成果であり、働く場があるからである。住みよい町こそ優れた観光地である。

旅館業は観光だけでは成り立たず、地域があつてこそ成り立つものである。地元の食材を使った料理を地元で作られた器で提供する「由布院の食卓」を昭和四十年代後半から取り入れており、地元の食材が料理となることにより付加価値が生じる。

由布院は、三十年近く出会いの場づくりに取り組んでいる。大きなホール等がなくても、良質な音楽祭、映画祭等を継続して町の中で行うことによって、地元の人も外とのつながりを持つようになる。また、由布院らしさを考えたJRの駅舎づくり、小美術館づくり等によって、由布院にしかないものをつくっていくことは重要である。

観光協会、旅館組合の役割は外と内をつなぐことであり、人を育てていくことが地域の中では非常に大事なことであり、若い人が地域や町づくりにかわつていくために、様々な事業委員会を協会内に設けている。

旅館と地元の店のみであった町では駐車場と土

産物店が増加したことから、平成二年に無計画な大規模開発を規制する条例が制定されたものの、十六年ごろには更に開発が進み、草原の荒廃も生じた。年間四百万人の観光客については、地域への負担等の観点から、その数の増加ではなく、滞在期間の長期化を願っている。

人口が減少する中、地域間格差が地方で顕在化している。定住人口一人分の消費は外国人旅行者七人分、国内宿泊旅行者二十二人分に相当する。交流を行い、出会いの場をつくるなど、小さい経済活動を結び付けることによって、多くの若い人が由布院に戻ってきている。若い人が地域の中心になり、観光協会を支え、地域の中でどう動くかが今後重要となる。

このような参考人の意見を踏まえ、質疑を行った。その概要は次のとおりである。

- ① 地域を担う人材は、経験や意欲があり、ネットワークを持つ人間である。農山村で若い人が活躍できる機会を与え、様々な経験をさせて育てるとともに、高齢者に対しては意欲を持たせることが必要である。
- ② 限界集落は何百年の間、人間の生活が維持されてきた場所であり、今後も若者が生きていく場としての可能性を十分有している。
- ③ 農業の経営が成り立つ価格を生産者が決められるようにすることが重要であり、米を始めとする食料にも水代等の原価が存在することについて、国民が共通の認識を持つことが望まれる。
- ④ 行政の役割はコーディネーターであり、均質な地域社会の中に、異なる価値観を持つ者

が交流する場を設けることが求められる。また、地域ブランドづくりとして、農業やコミュニティにデザインという考え方を導入し、付加価値を付け、地域の食品や伝統製品の品質、オリジナリティー等が評価されることが重要である。

⑤ 住民間のコミュニケーションから、新しいものが生まれる。そのためには、行政が住民の意見を聴き、地域の人が理解する時間が必要であり、農山漁村地域力発掘支援モデル事業等の継続事業に見られるように、複数年度を掛けて成果を見る対応が行政に求められる。

⑥ 地域の課題を解決するためには、防災、医療等の行政責任領域、住民責任領域、住民と行政が連携する共同責任領域の三区分を明確化する作業が必要である。地域におけるコンセンサスづくりのためには、コミュニティが小学校区程度であることが適当である。

⑦ 地産地消と食育を進める理由は、子どもに自分たちが作った安全で安心して食べられる野菜を食べてもらい、都会に出ても故郷を思い出し、また戻って来ることを願うからである。

⑧ 現在は、農村の子どもが農業に携わる機会には少なく、意識的に伝えないと技術等は子どもに伝授されない。農村と都市の子どもが、一緒に農業体験をすることを通して、命を守る産業に携わる使命感を感じることが望ましい。

⑨ 鳴子の米が広く受け入れられた理由には、鳴子の米について中学校で授業を行ったり、

「鳴子の米通信」を発行するなど、田畑の開拓に懸けた思いと労力を地域に伝える努力を続けてきたことが挙げられる。

⑩ 農産物直売所の経営に際しては、賃金支払や必要な売上額等、運営について自分たちで勉強することが必要である。単に成功事例を模倣するのではなく、自分たちの店の特徴を明確に打ち出すことが求められる。

⑪ 農産物直売所にとっては学校給食は諸経費が掛かり、ほとんど利幅がないが、農家にとっては安定した供給ができる利点がある。地元産品の利用拡大のためには、地元産品で子どもを育てるという意識を教育関係者が栄養士、調理師に伝えることが必要である。

⑫ 農産物直売所開設に対する男性農業者からの反対を乗り越えられたのは、今、自分たち女性農業者が農業経営を頑張らなければ、女性の声が消されてしまうという意識からである。

⑬ 農村社会においては、女性が発言することが依然として難しい状況にある。生活に密着した問題点を拾い上げ、同じ目線で考え、様々な情報の提供者となってきた女性の普及指導員の増員が求められる。

⑭ 農村地域の乱開発に対しては、国、地方、農村の在るべき姿を考えたい対応が政治に求められる。また、女性が安心して働き、子どもが安心して暮らせるよう、地域の実情に合った多様な少子化対策が今後一層必要である。

⑮ 景観や交通等の住民生活にかかわる問題が生じた際、現場における行政担当者の存在は重要であり、また、住民が入手した様々な情

報を組み立てて活用・実践するためにも、長期間在任して住民と連携することが望ましい。

⑯ 由布院温泉観光協会においては、入会に際して由布院の生産者と組むことを要望している。良質な商品を地元の生産者と組んで作り、消費者に支持されるデザイン力を持つことによって、競争力を持つことが望ましい。

2 調査会委員間の自由討議

参考人からの意見聴取を踏まえ、平成二十一年四月十五日、コミュニティの再生のうち、地域コミュニティの再生について、中間報告の取りまとめに向け、調査会委員間における自由討議を行った。そこで述べられた意見の概要は次のとおりである。

① 人口減少や財政の悪化という厳しい条件下、住民が自発的な努力と取組を行っている例も見られるが、地域の再生に当たっては、産業面も含め国が一定の役割を果たすことが求められる。

② 三位一体改革の結果、地方の疲弊が進行しており、所得税等基幹税の地方への税源移譲を行い、消費税における国税と地方税の割合を四対一から一対一に是正する必要がある。

③ 限界集落の問題、地方財政の悪化等、地方の疲弊は深刻な状況にあり、産科等の医師不足、公共交通機関の減少等も問題となっている。住民の福祉の増進を図るといって、地方公共団体本来の使命と役割を発揮できるための財源の保障が必要であり、特に地方交付税に

については、制度本来の財源の保障・調整機能の充実が求められる。

④ 地域の諸問題を分析し、政策的支援の可能性・方策について検討を行うとともに、政策・計画策定段階における住民参加とネットワークの構築等が求められる。

⑤ 今後の地域の再生に当たっては、地域にこそ宝があるという点を自覚し、それを最大限いかすために地域のリーダーが頑張ることが必要である。国の役割は地域の妨げとならないことであり、そのためにも、地域の人が国の多様な施策をチェックする機会をつくる必要がある。

⑥ 地方の人口流出は、若者が地方に住み続けることができないことにも起因する。子どもが良好な環境に接したり、食料等の生産現場をじかに見ることの意義は大きい。就業機会がないため子育て期の人が地方で生活できない。地方に就業機会を確保すること、農業で生活できること、女性の社会参加が可能となること、世代間協働が実現していること等が地域再生の条件である。

⑦ 地域コミュニティの再生に当たっては、気候風土、伝統文化、産業、生活様式等地域の多様性に着目し、地域の実情に即し、住民のニーズに合った地域振興策が策定されるべきである。その際には、栄村の田直し、道直し、げたばきヘルパーに見られるような、住民と行政の協働関係を深化させることも重要である。

⑧ 地域コミュニティの再生・活性化には女性と高齢者の役割・働き方が重要となる。特に

都市部においては、雇用情勢が厳しい中で、女性と高齢者が多様な働き方を選択できる雇用環境の更なる整備の推進が必要である。

⑨ 地域医療の再生のためには、社会保障費の抑制の見直しを含め、抜本的な医療政策の転換が必要であり、住民の人権や健康を守る観点から公立病院の機能の再評価が求められる。

⑩ 高齢化率が高い尾道市において、患者、家族、主治医、看護師、ケアマネジャーが密接に連携し、入院、リハビリ、在宅での療養・看護が切れ目なく行われている事例があるように、在宅医療の推進のため開業医と急性期病院との連携を図り、多職種が協働して医療・介護を包括的に提供する体制が求められる。特に多職種連携による医療システムについては、診療報酬に関する誘導的政策も検討する必要がある。

⑪ 尾道市医師会方式のように、病院、施設における医療・介護、訪問医療・訪問介護、在宅緩和ケア等が有機的に結合して地域医療をつくり上げていくことが、今後の高齢社会の一つのモデルとなる。一方、今日のように都市部における核家族化が進み、死や病を忌み嫌う風潮が広がれば、包括的地域医療がうまく機能するか疑問な点もあり、心の問題も重視すべきである。

⑫ 都市においても地方においても医療・福祉・介護のネットワークの構築が必要であり、その中で高齢者の孤独死を防ぐ取組が可能となる。

⑬ 家族が担ってきた介護機能の低下が懸念さ

れている。介護の社会化が求められており、地域包括支援センターの機能強化が必要である。

⑭ 介護サービスへの投資の波及効果は、公共事業と大差がないという試算もあることから、地域にとつて大いに有益であると考えられる。

⑮ 高齢者が生涯現役で働くことで、社会への貢献、生きがいの享受が可能となり、孤独感からの解放、健康面での改善が期待でき、また、高齢化に伴う医療・介護にかかる地域負担増の抑制にも寄与する。このような高齢者の就業機会確保は、地方のみならず、団塊世代が多く住む都市部においても必要である。

⑯ 高齢化が進む中、生活の基盤である住宅の確保、地域密着型の介護サービスの整備、住まいと介護サービスが一体となった高齢者住宅の整備充実等により、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくり、地域づくりが必要である。

⑰ 高齢者の生活の自立において住宅の占める役割は大きく、特に賃貸住宅に居住する高齢者にとり家賃は大きな負担となっている。今後賃貸住宅に居住する高齢単身者の増加が予想されることから、公共賃貸住宅等の一層の供給促進、家賃助成の拡充等が求められる。

⑱ 人口が流入しているなど元気な地方の特徴として、当該地域でしか生産できない、ハイセンスかつ少量生産・高単価の地域ブランドを持つことが挙げられる。地域ブランドを開発し、生産と流通を軌道に乗せるための機関・人材の育成が求められる。

⑲ 地域コミュニティの活性化と経済的自立のためには、将来の食の安全をも視座に入れた農業の採算性の確保が望まれ、その回答の一つが地産地消運動である。地産地消を推進するためには、自校給食等で地元産品を使った料理を提供するとともに、地産地消減税等、税制面での優遇措置により支援していく必要がある。

⑳ 農業再生のためには、農業経営の安定と共に若い働き手を育てることが急務であり、小規模な家族経営を含め多様な農業経営が成り立つための価格政策、所得政策による農業の支援が求められる。

㉑ 農業部門に数多く従事している女性の声を農政に反映していくため、総合農協役員における女性比率の拡大、女性の農地取得の容易化が求められる。

㉒ 地産地消運動、ボランティア活動、地域の防災・防犯活動、文化・スポーツの振興等市民活動・地域活動の展開は、住民の交流の拡大、社会参加の推進、人間関係の円滑化等を通じて地域力を高め、地域の活性化につながる。地方公共団体は、市民の地域活動に対する支援を重点施策と位置付け、市民活動担当窓口の設置、情報提供、リーダーの育成等を行う必要がある。

㉓ 町内会、自治会、消防団に見られるように、地域コミュニティは、行政のすき間を埋め、住民に近い場から地域を見守り、助け合い、防火・防犯の役割を担ってきた。家族形態の変化や商店街の崩壊等により既存の地域コミュニティが成り立たなくなってきた

が、少子高齢化の進行の中で改めて必要とされている。政治には、地域コミュニティ活動のサポート体制づくりの一助となることが期待される。

②④ 地域住民が助け合う自治の心を「結いの心」と言う。今日の地方自治の問題点は、行政が面倒を見過ぎること、地域住民の参加の場がないこと及び地域の単位が大き過ぎることにあり、自治の心が失われていることに起因する。住民が、地域づくりには時間や労力等一定の犠牲が必要であるという自覚を持った上で、区長制を廃止し自治公民館を中心とした行政の推進を行うことが必要である。

②⑤ 一中学校区一公民館という考え方で全国に公民館が設置されているが、一小学校区一公民館が望ましい。施設に集まって話をすることが住民自治の根幹であり、人々が集まりたくなるような施設を提供することが、今後の地域再生において重要である。

②⑥ 現役を引退した人が地域コミュニティに参加しない傾向が見られることは、深刻な問題である。仕事の中で燃え尽きるのではなく、ワーク・ライフ・バランスの観点から、引退後地域に定着していただけるような就業形態を実現すべきである。

②⑦ 高齢化対策・地域振興を担うNPO等において、組織を担うリーダーの確保が重要な課題となっており、国・地方公共団体は、人材の育成をより積極的に支援する仕組みを構築する必要がある。有為な人材に適切な報酬が支払われるためにも、民間資金を地域づくりと呼び込むための枠組みが求められる。

二 派遣委員の報告

平成二十一年二月二十三日及び二十四日の二日間、滋賀県において、少子高齢化・共生社会に関する実情調査を行い、その報告を四月八日に聴取した。その概要は次のとおりである。

滋賀県は、年少人口割合が沖縄県に次いで全国で二番目に高く、最後まで人口が増加する五つの都府県の一つであり、平成十九年に策定された基本構想に基づき、未来を拓く共生社会の実現を目指している。少子化対策については、子によし、親によし、世間によしの「子育て三方よし」として、生まれる前から子どもの成長過程に応じた施策を推進し、高齢化対策については、何歳になっても自らが人生の主役と感じられる健康長寿社会等の構築を基本理念とするレイカディア(湖の理想郷)滋賀プランを推進している。地域コミュニティについては、住民自治としてのコミュニティの重要性に着目した取組が行われている。派遣委員からは、人口流入が多い地域におけるコミュニティづくりの課題、周産期医療における助産師活用の重要性、環境保全教育を通じた地域活性化事例、滋賀県における小児医療費助成の実情等について質疑が行われた。

また、平成五年に女性農業者だけで設立された農事組合法人グリーンファーム香清の視察を行った。おからやハーブを使用した菓子、善水寺みその加工・販売等地元で採れた農産物を加工し、地産地消の一翼を担っているが、組合員の高齢化により、活動継続や世代交代の問題を抱えている。派遣委員からは、インターネットを利用した販路拡大の可能性、必要とされる直売所数及び支援

策、子育て世代の若い女性を組合員とする必要性等について質疑が行われた。

さらに、地域のニーズに合わせた保育事業、グループホーム等の介護保険事業、東近江市内四か所での児童保育事業等を幅広く行っているNPO法人しみんふくしの家八日市において、多世代交流を推進する「あつたか広場」の活動を視察した。派遣委員からは、地域住民との連携の在り方、学童保育における発達障害児への対応等について質疑が行われた。

最後に、集落一農場方式による集落営農に取り組み、環境にやさしい米作りを実践している万葉の郷ぬかづかを視察した。女性を構成員とする加工部においては、地元の食材を使った米粉パンやソフトクリーム等を製造し、直売所ではこれらの商品と共に地元で採れた伝承野菜等も販売している。派遣委員からは、収穫される農産物のうち直売所で販売される割合、農業分野における若者の就業促進策、総合学習や職場体験を通じて農業のすばらしさを伝えることの重要性、環境こだわりの米採検隊等の自然体験事業を行うことの意義等について質疑が行われた。

第三、地域コミュニティの再生についての提言

我が国の少子高齢化は急速に進展しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、二〇三五年時点において、二〇〇五年に比べて九割以上の市区町村で人口が減少し、特に二割以上減少する自治体が全体の六割以上に上る見通しである。また、高齢化率四〇％以上の市区町村は四割以上に達し、自治や冠婚葬祭等の共同体としての

機能維持に困難が生じるとされる、いわゆる「限界自治体」の増加が懸念される。

過疎地域において顕在化している地域コミュニティの活力低下の問題は、今後都市部も含め全国的に深刻化することが予想される。高齢化と人口減少が同時進行する中で、地域コミュニティにおける互助・共助の重要性は増していくものと考えられる。地域におけるコミュニティの再生に向けた対応は、その効果がすぐには現れない長期的課題であるとともに、できることからすぐに取り組まなければならない喫緊の課題でもある。地方は長年高齢化・人口減少対策に取り組んできていることから、都市はその先行事例を学ぶことが求められる。加えて、地域コミュニティの問題の背景には若年人口の減少があることから、少子化対策の一層の推進が重要である。

本調査会は、コミュニティの再生をテーマとして掲げ、二年目においては、地域コミュニティの再生をいかに図るかとの観点から鋭意調査を進めてきた。地域コミュニティの再生に関しては、問題が広範多岐にわたり、また様々なアプローチの方法がある。地域別に見ても、地方と都市部では事情は異なり、また切り口を変えて、医療・福祉、コミュニティビジネス、地域内共助といった分野別に見ても、様々な問題がある。本調査会では、参考人質疑においてそれぞれ「地域の現状及び取組」、「都市におけるコミュニティの問題点」、「地域コミュニティの活性化と経済的自立」という議題設定の下、広範な議論を行い、その課題の把握に努めてきた。

このような取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

政府はもとより、地方公共団体、企業、各種団体等におかれてもその趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請する。

一 総論

1 地域の多様性の尊重

地域コミュニティの再生に当たっては、気候風土、歴史・伝統文化、生活様式等地域の多様性に着目することが重要である。平成の大合併により広域市町村が生まれているが、それぞれの地域の課題に対応した地域振興策が策定されるべきである。その際、長野県栄村の「田直し」、「道直し」、「げたばきヘルパー」等に見られるように、住民と行政が協働し、地域資源の活用を図ることも必要である。

2 都市と地方との連携

地方においては、高齢化、過疎化が進む農山漁村の担い手不足問題に対処するため、都市との連携・交流、外部人材の導入を積極的に図る必要がある。水源保全や環境面での中山間地域の貢献を下流の都市にも再認識させることや、都市住民に農村の暮らしや農作業体験を提供すること等、都市との交流の活性化、連携の強化が期待される。

3 地方財源の確保

地域コミュニティの維持が困難となる背景には、財政危機により住民の生活を支える公共サービスが縮小しているという問題がある。住民の福祉の増進を図るといふ、地方公共団体本来の使命と役割を発揮できるよう、安定した財源の確保が求められる。

二 医療・福祉等

1 医療体制の充実

適切な医療の確保は、地域生活を営む上での基礎的条件であるが、財源不足、公立病院における医師・看護師不足により、特に地方において病院や病棟の閉鎖が進んでいる。住民の健康を守る観点から、公立病院の機能・役割を再評価し、その存続に努めるなど必要な地域医療体制を確立すべきである。また、少子化の進展に対応するため、小児医療の一層の充実が求められる。

2 医療・介護における職種間の連携

患者、家族、主治医、看護師、ケアマネジャー等が密接に連携し、入院、リハビリ、在宅での療養・看護が切れ目なく行われている地域もあることから、医療・介護を包括的に提供する体制整備を行うべきである。在宅医療の促進のため開業医と急性期病院との連携を図り、併せて勤務医の負担軽減に努めるべきである。同時に、職種間の連携による医療システムに対応した診療報酬について検討が求められる。

3 高齢者の生活支援

介護の一層の社会化、高齢者の自立の推進に当たっては、介護保険制度の更なる充実を始め、地域における高齢者の生活状況を把握し、支援する機能が地域包括支援センターに求められる。同センターの機能、人材の拡充・強化を行うとともに、地方公共団体とのより一層の連携を進め、地域において高齢者が孤立することのないよう努めるべきである。

4 高齢者の住への配慮

高齢者の生活の自立において、住宅の占める役割は大きく、賃貸住宅に居住する高齢者にとつて家賃が大きな負担となっている。公共賃貸住宅等の供給促進、家賃補助の拡充等が必要であるとともに、高齢者の状況に応じた、住まいと介護サービスが一体となった住宅の整備、バリアフリー化の一層の推進に努めるべきである。

5 高齢者が生き生きと働ける環境整備

高齢者の多様な生き方を可能とすることに、社会への貢献、生きがいの享受、健康面での改善等が期待できる。高齢者の就業機会確保は、地方のみならず、今後高齢者が急増する大都市圏においても重要な課題であり、高齢者が生き生きと働くことができる環境の整備が求められる。

三 経済的自立

1 地域資源の活用

地域コミュニティの再生のためには、地域の人材、産業、各種資源の十分な活用、地域内での経済循環の促進、地域の経済的自立が重要であり、そのことにより住民が地域に住み続け、若年者が定着することが可能となる。また、介護・福祉分野は、地域における経済的効果が期待できることから、福祉関連産業の振興が求められる。

2 地域ブランド、コミュニティビジネスの育成

現在でも新たに人口が流入してくる地域も多くは、生活文化に支えられた、当該地域で

しか生産できない地域ブランドを有しており、地域デザインによるブランド差別化の考え方を地域づくりに導入していくことが必要である。コミュニティビジネスの育成、地域ブランドの確立が求められ、そのような産品を開発し、生産と流通を軌道に乗せるため、地理的条件や地域社会の枠組みを超えた事業展開に対する支援、経験交流等を通じた人材の育成が急務である。

3 地産地消運動の拡大

地産地消運動は、食の安全をも視座に入れた農林水産業の採算性の確保策として大きな可能性を持つと考えられるため、顕彰・広報等を一層推進する必要がある。また、食料の輸送距離と量の指標であるフードマイレージに着目し、地産地消を意識した消費者の購買行動を奨励する取組が望まれる。さらに、学校給食において地元産品を使用することは、教育面からも重要であり、その促進を図るべきである。

4 農村女性の経済的自立

農村女性の起業等による経済的自立は、女性の社会参加機会の拡大に加えて、農家所得の増加にとつても有効であるが、周囲の無理解、初期資本の不足、メンバ－の高齢化等が円滑な事業運営の障害となっている事例もある。国、地方公共団体等においては、有望な事業の顕彰のみならず、各種融資、事業化に対する研修やモデル事業を通じた支援等の充実、相談役としての都道府県の女性の普及指導員の増員等が求められる。

5 農業の新たな担い手の確保

我が国の食の担い手である農林水産業従事者の減少と高齢化が急速に進んでいるが、既存の小規模な家族経営農家に配慮するとともに、農業の新たな担い手を確保することが求められる。そのためには女性農業者の働きが社会的に認められ、農業の魅力を自ら発信することが必要である。また、農業部門に数多く従事している女性の声を農政に反映していくため、農協等の農業関係団体役員における女性比率の拡大等の実現が求められる。さらに、若年者の農業への定着のための条件整備も重要である。

6 ツーリズムの一層の推進

今後予想される地方における人口減少は、地域経済の縮小をもたらすことが危惧される。人口減少に伴う消費の縮小はツーリズムの拡大によって補うことが可能であり、そのためには有給休暇の取得促進等、ツーリズム振興のための条件整備が求められる。また、受入側においても、住みよい町こそ優れた観光地であるとの認識の下、景観の保全、各種イベントの開催等の取組が求められる。

四 互助・共助

1 地域のきずなの再生

都市部を始めコミュニティにおいては、近隣の人間関係の希薄化等地域のきずなのぜい弱化が進んでいる。地域住民が助け合う自治の心の再生が必要であり、そのためには、住民が参画し、議論し、考えることが重要であり、地域で集まる場所を整備し提供すること

が求められている。また「オールド・ニュータウン」においては、単身高齢者のセーフティネット構築等の支援が必要である。

2 ワーク・ライフ・バランスの重視

地域を活性化するためには、世代を問わず、仕事と生活を両立させるワーク・ライフ・バランスの考え方にに基づき、地域活動にも参加していくことが求められる。特に現役を引退した者が地域コミュニティに参加しない傾向が見られることから、在職中から仕事と地域活動を共存させる必要がある。また、企業においては、社会と共に生きるという観点から、従業員の地域活動を援助するような取組が求められる。

3 リーダーの育成・人材確保

地域振興・高齢化対策を担っているNPO等においては、個人の負担に依存する部分が大いことや収益性に乏しいことから、リーダーの育成・人材確保が重要な課題となっている。当該地域以外の住民でも社会貢献を望む人々が参画できる体制づくり、有為な人材への報酬の確保、国・地方公共団体等における人材育成に対する支援等が求められる。

4 NPO等への資金面での配慮

NPO等には、十分な財政的基盤を有していない組織も多い。資金面における制約が、NPO等の持続可能性にとって大きな障害となっていることから、行政の支援のみならず、民間資金を地域振興に効果的に呼び込むための枠組づくりが求められる。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二〇円